

平成29年度 私立短期大学経理事務等研修会  
平成 29 年 10 月 31 日～11 月 2 日  
浜松市「オークラアクトシティホテル浜松」

B

## B. 学校法人会計基準と計算書類の取扱い

主催：一般財団法人 私学研修福社会

協力：日本私立短期大学協会



## B. 学校法人会計基準と計算書類の取扱い

### 目 次

I	はじめに .....	1
II	学校法人の法的根拠 .....	2
III	文部科学省令「学校法人会計基準」 .....	12
	第1章 総則 .....	12
	第2章 資金収支計算及び資金収支計算書 .....	16
	第3章 事業活動収支計算及び事業活動収支計算書 .....	20
	第4章 貸借対照表 .....	24
	第5章 知事所轄学校法人に関する特例 .....	32
	第6章 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に関する特例 .....	32
IV	計算例	
	①資金収支計算書 .....	66
	②活動区分資金収支計算書 .....	69
	③事業活動収支計算書 .....	71
	④貸借対照表 .....	74
	⑤固定資産明細表 .....	77
	⑥借入金明細表 .....	78
	⑦基本金明細表 .....	79
	⑧計算例（想定） .....	80



## I はじめに

この分科会は、学校会計業務の経験が比較的少ない方々を対象に、「学校法人会計基準」と日常行う会計処理についての研修を行います。法令に接することの少ない方もありますが、会計処理の大部分は法令等により定められていますので、ここでは、法令の条文に従ってその内容を研修していきます。

まず、学校法人の法的根拠として、教育基本法、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法をとりあげ、会計・経理の立場から学校法人の把握を行います。

つぎに、「学校法人会計基準」の全条文を追いながら、「学校法人会計基準」の骨格であります「資金収支計算書」及び「事業活動収支計算書」並びに「貸借対照表」とそれらの「内訳表」等について研修を行います。

日常業務においては、仕訳処理以外はシステム化されており、「資金収支計算書」等の計算書類は自動的に作成されることがほとんどです。学校会計の基である「学校法人会計基準」と計算書類並びに日常行う会計処理との関係を研修することで、学校会計がより理解いただけるものと思います。

## II 学校法人の法的根拠

教育基本法 (昭和22年3月31日法律第25号)  
(最終改正 平成18年12月22日・法律第120号)

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

1

学校教育法 (昭和22年3月31日法律第26号)  
(最終改正 平成26年・法律第88号)

(学校の範囲)

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

2

(学校の設置者)

第2条 学校は、国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。)、地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。)及び私立学校法第3条に規定する学校法人(以下学校法人と称する。)のみが、これを設置することができる。

3

4

(学校の管理・経費の負担)

第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

5

(私立小学校の所管庁)

第44条 私立の小学校は、都道府県知事の所管に属する。

6

(公私立大学の所轄庁)

第98条 公立又は私立の大学は、文部科学大臣の所轄とする。

(目的)

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

7

(短期大学)

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、〔中略〕その修業年限を2年又は3年とする。

③ 前項の大学は、短期大学と称する。

(以下略)

## 1 学校を設置することができるもの

1) 国、地方公共団体

2) 法律に定める法人・・・学校教育法第2条に定める法人のことを指し、具体的には私立学校法第3条に規定する学校法人をいう。特殊なものとしては放送大学学園、沖縄科学技術大学院大学等も含まれる。

## 2 学校の範囲

1) 第1条で規定される学校を通常「1条学校」と呼ぶ。

2) 専修学校と各種学校（根拠条文は別になっている。）

専修学校……学校教育法第124条、各種学校……学校教育法第134条

## 3 大 学

短期大学は大学に含まれる。（学校教育法第108条）

## 4 設 置

1) 学校教育法施行規則

（学校設置の認可・届出の手續）

第3条 学校の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項〔中略〕を記載した書類〔中略〕を添えてしなければならない。

(5) 経費の見積り及び維持方法

## 5 学校の経費

私立学校法第25条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

## 6 所 管 庁

1) 私立学校法第4条では「所轄庁」となっている。注9参照。

## 7 目 的

1) 大学 深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2) 短大 深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする。

私立学校法 (昭和24年12月15日 法律第270号)  
(最終改正 平成26年・法律第69号)

第1章 総 則

(定 義)

第2条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下、「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。

2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第124条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

第3条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

8

(所轄庁)

第4条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第1号、第3号及び第5号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第2号及び第4号に掲げるものにあつては都道府県知事（第2号に掲げるもののうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長）とする。

9

(一) 私立大学及び私立高等専門学校

(二) 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校

(三) 第1号に掲げる私立学校を設置する学校法人

(四) 第2号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第64条第4項の法人

(五) 第1号に掲げる私立学校と第2号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人

第3章 学 校 法 人

(資 産)

第25条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

10

(収益事業)

第26条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

11

2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第95条に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

12

3 第1項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

13



## 8 学校法人

この法律において学校法人とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。(第3条)

学校法人の中には、「準学校法人」(私立学校法第64条第4項法人)も含む。

第64条第4項 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。

第65条 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。ただし、第64条第4項の法人は、この限りではない。

## 9 所轄庁

- 1) 文部科学大臣・・私立大学及び私立高等専門学校を設置する学校法人
- 2) 都道府県知事・・私立高等学校以下の学校のみを設置する学校法人  
準学校法人(私立専修学校、私立各種学校)

## 10 設置基準

- 1) 大学設置基準(平成25年文部科学省令第13号)
- 2) 短期大学設置基準(平成25年文部科学省令第13号)

## 11 収益を目的とする事業

- 1) 私立学校法と法人税法とでは収益事業の定義が異なるため、法人税法上の収益事業に該当する場合には法人税の申告が必要となることに注意する。〔私学必携(第15次改訂)(以下〔私学必携〕と略)2246頁〕

法人税法の定義 第2条13号 収益事業、販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう。

- 2) 収益事業は認可事業である。(私立学校法第30条)
- 3) 補助活動は、収益事業とは異なり、所轄庁の認可の必要はない。(平成21年2月私学部長通知20文科高第855号参照)ただし、法人税の申告が必要となることに注意する。

## 12 所轄庁は、その事業の種類を公告

「文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件」(平成20年8月20日文科省告示第141号)で、経営が投機的に行われるもの、風俗営業などを除き、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定めるもののうち、農業・林業等の18業種が指定されている。

## 13 特別の会計

- 1) 法人税法施行令(収益事業を行う法人の経理の区分)第6条 公益法人等〔中略〕は、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とを区分して行わなければならない。〔私学必携 2260頁〕
- 2) 収益事業は特別の会計として区分経理が必要となるが、補助活動事業は本来の学校会計に含めて計算書類を作成することに注意する。(学校会計委員会報告第22号「補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いについて」昭和51年3月参照)

(登 記)

第28条 学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

14

(申 請)

第30条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

[中略]

(八) 資産及び会計に関する規定

(九) 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

[中略]

15

16

(役 員)

第35条 学校法人には、役員として、理事5人以上及び監事2人以上を置かなければならない。

- 2 理事のうち1人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

(役員の仕事)

第37条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事(理事長を除く。)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

- 3 監事の職務は、次のとおりとする。

(一) 学校法人の業務を監査すること。

(二) 学校法人の財産の状況を監査すること。

(三) 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(四) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(五) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(六) 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

第42条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

(一) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項

(二) 事業計画

[中略]

(六) 収益を目的とする事業に関する重要事項

[中略]

- 2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとするができる。

## 14 登 記

- 1) 組合等登記令（昭和 39 年 3 月 23 日政令第 29 号最終改正平成 23 年 10 月 14 日政令第 319 号）  
（適用範囲）〔私学必携 2803 頁〕

第 1 条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

別表

名称	根拠法	登記事項
学校法人 私立学校法 第 64 条第 4 項の法人	私立学校法 （昭和 24 年 法律 第 270 号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額 設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称

（設立の登記）

第 2 条 組合等の設立の登記は（略）手続きが終了した日から 2 週間以内に行わなければならない。

4 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

6 別表の登記事項の欄に掲げる事項 …… 資産の総額

（変更の登記）

第 3 条 組合等において、前条第 2 項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、2 週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から 2 月以内にすれば足りる。

- 2) 私立学校法施行規則（登記の届出等）〔私学必携 838 頁〕

第 13 条 2 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人は、組合等登記令の規定により登記したときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を文部科学大臣に届けることを要する。

## 15 寄 附 行 為

学校法人の運営にかかる根本規則をいう。（株式会社では「定款」という。）

「定める事項」

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（以下略）
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定
- ⑥ 理事会に関する規定
- ⑦ 評議員会及び評議員に関する規定
- ⑧ 資産及び会計に関する規定
- ⑨ 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定
- ⑩ 解散に関する規定
- ⑪ 寄附行為の変更に関する規定
- ⑫ 公告の方法

## 16 認 可

寄附行為の変更も所轄庁の認可を要する。（私立学校法第 45 条）

(評議員会に対する決算等の報告)	
第46条 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。	17
(財産目録等の備付け及び閲覧)	18
第47条 学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。	19
2 学校法人は、前項の書類及び第37条第3項第3号の監査報告書(第66条第4号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。	
(会計年度)	
第48条 学校法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。	
(助成)	
第59条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。	20

私立学校振興助成法 (昭和50年7月11日 法律第61号)  
(最終改正 平成26年・法律第69号)

(目的)	
第1条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。	
(私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助)	
第4条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その2分の1以内を補助することができる。	
2 前項の規定により補助することのできる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。	
(補助金の減額等)	21
第5条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が次の各号の一に該当する場合には、その状況に応じ、前条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。	
(一) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合	
[中略]	
(四) 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合	
(五) その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合	
(所轄庁の権限)	22
第12条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。	
(一) 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。	
(二) 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。	
(三) 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。	

17 毎会計年度終了後 2 月以内

18

- 1) 評議員会に対する決算等の報告（第 46 条）
- 2) 財産目録等の作成（第 47 条）  
財産目録等・・・財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書
- 3) 監事の監査報告書を理事会及び評議員会へ提出（第 37 条）
- 4) 資産総額の変更登記（第 28 条、組合登記令第 3 条）注 14 参照

19 財産目録

- 1) 所轄庁への提出書類には財産目録は含まれない（私立学校振興助成法第 14 条）
- 2) 寄附行為の認可又は寄附行為の変更の認可の申請に添付する「財産目録」では、財産を次の 3 つに区分しなければならない（私立学校法施行規則第 2 条第 6 項）文部科学省高等教育局私学部長通知（平成 16 年 16 文科高第 304 号）「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）」様式参考例参照
  - ① 基本財産（私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。）
  - ② 運用財産（私立学校の経営に必要な財産をいう。）
  - ③ 収益事業用財産（収益を目的とする事業に必要な財産をいう。収益を目的とする事業を行う場合に限る。）

20 法律で定める

昭和 50 年に私立学校振興助成法が制定されるまでは、本条にこの定めがあり、学校法人会計基準は改正前の本条第 8 項の規定に基づいて制定された。

21 補助金の減額等

第 4 条第 2 項 政令で定める：私立大学等経常費補助金交付要綱（昭和 52 年 11 月 30 日文部大臣裁定 平成 26 年 11 月 14 日最終改正）

日本私立学校振興・共済事業団（私立大学等経常費補助金取扱要領、私立大学等経常費補助金配分基準）

4. 補助金の減額等

[減額又は不交付の事由及び措置]

- 1) 事業団は、(略) 次の各号の一に該当する場合には、原則として、(略) 補助金の 10%、25%、50% 又は 75% に相当する額を減額して交付するものとする。ただし、その状況が著しく、補助の目的を有効に達成することができないと認めるときは、補助金の全額を交付しないものとする。

ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書 又は監事の監査報告書に記載すべき事項を記載しなかったもの又は虚偽の記載をしたもの

エ 私立学校法第 47 条に定める財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書又は監事の監査報告書の備付け及び閲覧義務に違反したもの

22 所轄庁の権限

私立学校法第 62 条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

(四) 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

(書類の作成等)

第14条 第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。 23

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。 24

3 前項の場合においては、第1項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。 25



## 23 文部科学大臣の定める基準

学校法人会計基準（昭和 46 年 4 月文部省令第 18 号）を指す。

## 24 所轄庁への届け出

- 1) 学校法人あて文部次官通達（昭和 51 年 4 月 8 日文管振第 153 号）「私立学校振興助成法等の施行について」〔私学必携 1527 頁〕

### 第 3 私学助成法施行に当たり留意すべき事項

1. 上記第 2 の 6 の私学助成法第 14 条に規定する財務計算に関する書類及び収支予算書の所轄庁への届出期限は、文部大臣所轄の学校法人にあつては、毎年度、財務計算に関する書類については当該年度の翌年度の 6 月 30 日までとし、収支予算書については当該年度の 6 月 30 日までとすること。
- 2) 文部科学大臣所轄各学校法人理事長あて文部科学省高等教育局私学部長通知（平成 27 年 3 月 30 日 26 文科高第 1120 号）「平成 27 年度以後の監査事項の指定について（通知）」

#### 四 計算書類の届け出について

文部科学大臣への計算書類等の届け出については、次のことに留意されたい。

##### 1 届出期日について

計算書類の届出期日については、通達の記の第 3 の 1 によって翌年度の 6 月 30 日までに届け出ることとされていること。

また、収支予算書については、当該年度の 6 月 30 日までに届け出ることとされているので前年度の計算書類と同時に届け出ること。なお、収支予算書を届け出た後に、同予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに届け出ること。

##### 2 届け出方法等について

(1) 計算書類の用紙は日本工業規格 A 4 版に統一すること。ただし資金収支内訳表、人件費内訳表及び事業活動収支内訳表で部門別の区分が多い場合にはこの限りではない。

(2) 計算書類は学校法人会計基準の第 1 号様式から第 10 号様式の順序として（収益事業がある場合には、当該事業の計算書類を第 10 号様式の後に追加して）公認会計士又は監査法人の監査報告書（自署及び押印のあるものを必要とし、写しでは足りないこと。）の後にとじ込むこと。なお両者は袋とじとし、袋とじの部分にも公認会計士等の押印（割り印）又は自署を必要とすること。また、収支予算書は計算書類とは別につづること。

(3) 計算書類等の届け出の際には、学校法人の理事長名を記入し、職印を押印又は理事長が署名した文部科学大臣宛ての送付状を添付すること。なお、送付状には、財務担当理事及び計算書類の作成責任者（会計課長等）の氏名を付記すること。

## 25 補助金の額が寡少

注 24 の 1) と同じ通達 第 3

2. 上記第 2 の 6 の私学助成法第 14 条第 3 項に規定する「補助金の額が寡少」であるとは、文部大臣所轄の学校法人にあつては、当面 1 会計年度に 1 学校法人に交付される補助金の額が 1,000 万円に満たない場合を意味するものとして運用するものであること。

### Ⅲ 文部科学省令「学校法人会計基準」

学校法人会計基準	(昭和46年4月1日 文部省令第18号)	〔改正沿革〕	昭和51年	文部省令	第1号	26
			同 年	同	14号	
			同 62年	同	25号	
			平成 6年	同	31号	
			平成12年	同	53号	
			平成17年	文部科学省令	第17号	
			平成19年	同	40号	
			平成22年	同	2号	
			平成23年	同	37号	
			平成25年	同	15号	
			平成27年	同	13号	

#### 目次

第1章	総則 (第1条－第5条)
第2章	資金収支計算及び資金収支計算書 (第6条－第14条の2)
第3章	事業活動収支計算及び事業活動収支計算書 (第15条－第24条)
第4章	貸借対照表
第1節	資産 (第25条－第28条)
第2節	基本金 (第29条－第31条)
第3節	貸借対照表の記載方法等 (第32条－第36条)
第5章	知事所轄学校法人に関する特例 (第37条－第39条)
第6章	幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に関する特例 (第40条)
附 則	

#### 第1章 総 則

##### (学校法人会計の基準)

**第1条** 私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する学校法人(法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第3項の規定による特別の会計の経理をするものに限るものとし、以下第6章を除き「学校法人」という。)は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行ない、財務計算に関する書類(以下「計算書類」という。)を作成しなければならない。

27

2 学校法人は、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従い、会計処理を行ない、計算書類を作成しなければならない。

28



## 26 改 正

- |                        |  |
|------------------------|--|
| 1) 昭和 51 年文部省令第 1 号    | 私立学校振興助成法の施行により、第 1 条の根拠法を改正した。                                |
| 2) 同年同 14 号            | 学校教育法の改正（専修学校制度の新設）により、専修学校の記載を加えた。                            |
| 3) 昭和 62 年同 25 号       | 基本金組入れの改正により、第 30 条、第 34 条、第 38 条を改正した。                        |
| 4) 平成 6 年同 31 号        | 大学院の研究科に係る学部との区分<br>第 13 条、第 14 条を改正した。                        |
| 5) 平成 12 年同 53 号       | 4 の 2 届出方法等についての改正   |
| 6) 平成 17 年文部科学省令第 17 号 | 基本金の取崩しに関する第 31 条、重要な会計方針等の記載方法に関する第 34 条を改正した。                |
| 7) 平成 19 年同 40 号       | 学校教育法等の一部改正に伴う改正   |
| 8) 平成 22 年同 2 号        | 認定こども園等に関する特例第 6 章第 39 条の追加                                    |
| 9) 平成 23 年同 37 号       | 退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一  |
| 10) 平成 25 年同 15 号      | 収支状況を経常的収支と臨時的収支に区分するとともに、資金の流れがわかる「活動区分資金収支計算書」を作成することを柱とした改正 |
| 11) 平成 27 年同 13 号      | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う改正                    |

## 27 学校法人会計の基準

- 1) 私立学校振興助成法第 14 条第 1 項に規定する「文部科学大臣の定める基準」である。
- 2) 経常費補助金の交付を受ける学校法人が所轄庁に届出る計算書類の処理基準と作成基準である。

## 28 一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則

- 1) 文部科学省通知等
- 2) 学校法人財務基準調査研究会報告（以下「調査研究会報告」と略記する）
- 3) 日本公認会計士協会 学校法人委員会報告（昭和 53 年 11 月第 25 号より。昭和 53 年 7 月第 24 号までは学校会計委員会報告となっている。）  
このほかに、明文化されていなくても、慣行として確立され、一般に公正妥当と認められるに至ったものを含む

(会計の原則)

第2条 学校法人は、次に掲げる原則によって、会計処理を行ない、計算書類を作成しなければならない。 29

(一) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 30

(二) すべての取引について、複式簿記の原則によつて、正確な会計帳簿を作成すること。

(三) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明りように表示すること。

(四) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。 31

(収益事業会計)

第3条 私立学校法（昭和24年法律第270号）第26条第1項に規定する事業に関する会計（次項において「収益事業会計」という。）に係る会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従つて行わなければならない。 32  
33

2 収益事業会計については、前2条及び前項の規定を除き、この省令の規定は、適用しない。

(計算書類)

第4条 学校法人が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする 34

(一) 資金収支計算書並びにこれに附属する次に掲げる内訳表及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書

イ 資金収支内訳表

ロ 人件費支出内訳表

(二) 事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表

(三) 貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表

イ 固定資産明細表

ロ 借入金明細表

ハ 基本金明細表

(総額表示)

第5条 計算書類に記載する金額は、総額をもって表示するものとする。ただし、預り金に係る収入と支出その他経過的な収入と支出及び食堂に係る収入と支出その他教育活動に付随する活動に係る収入と支出については、純額をもって表示することができる。 35

## 29 会計の原則

- |           |                                       |           |
|-----------|---------------------------------------|-----------|
| 1 真実性の原則  | (参考) 企業会計原則 (昭和 57 年 企業会計審議会) による一般原則 |           |
| 2 複式簿記の原則 | 1 真実性の原則                              | 5 継続性の原則  |
| 3 明瞭性の原則  | 2 正規の簿記の原則                            | 6 保守主義の原則 |
| 4 継続性の原則  | 3 資本取引、損益取引区分の原則                      | 7 単一性の原則  |
|           | 4 明瞭性の原則                              |           |

## 30 財政及び経営の状況

- 1) 財政の状況－貸借対照表
- 2) 経営の状況－収支計算書

## 31 会計年度

私立学校法第 48 条 学校法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

## 32 収益事業

- 1) 会計基準でいう付随事業・収益事業収入 には、補助活動収入、附属事業収入、受託事業収入及び収益事業収入の 4 つがある。
- 2) 法人税法の関連 (注 11)、企業会計の原則 (注 29) 参照

## 33 一般に公正妥当と認められる企業会計の原則

企業会計原則 (注 29)、法人税法、商法規則、その他

## 34 計算書類

- 1) 私立学校法第 47 条による備付書類 [私学必携 818 頁]  
財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書、監査報告書
- 2) 学校教育法施行規則第 28 条による学校備付表簿 (会計に関するもの) [私学必携 109 頁]  
資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿  
図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- 3) 参考：商法による会計の計算書類  
貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益の処分又は損失の処理に関する議案、附属明細書

## 35 総額表示

- 1) 企業会計原則 (昭和 57 年企業会計審議会)  
第 2 損益計算書原則  
「総額主義の原則」  
費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。
- 2) 純額表示ができるもの  
預り金の収入と支出 (源泉所得税、住民税、共済掛金、共済交付金等)  
仮払金、仮受金など経過的な収入と支出  
補助活動事業の収入と支出 (収支相殺の範囲は学校会計委員会報告 22 号参照)  
都道府県の退職金団体の交付金と退職金とは事業活動収支計算書では相殺できる (学校会計委員会報告第 19 号参照)。私立大学退職金財団の場合は相殺できない (第 29 号)。

## 第2章 資金収支計算及び資金収支計算書

### (資金収支計算の目的)

第6条 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。）の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行なうものとする。

36

37

### (資金収支計算の方法)

第7条 資金収入の計算は、当該会計年度における支払資金の収入並びに当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となったもの（第11条において「前期末前受金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの（第11条において「期末未収入金」という。）について行なうものとする。

38

2 資金支出の計算は、当該会計年度における支払資金の支出並びに当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となったもの（第11条において「前期末前払金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの（第11条において「期末未払金」という。）について行なうものとする。

39

### (勘定科目)

第8条 学校法人は、この章の規定の趣旨に沿って資金収支計算を行うため必要な勘定科目を設定するものとする。

40

36 資金収支計算の目的

- 目的1 当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容を明らかにする。  
 目的2 当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにする。

目的2

		activities		
		A (諸活動)		
cashes		n - 1 (前期)	n (当期)	n + 1 (次期)
		C (支払資金)	n - 1 (前期)	
n (当期)				
n + 1 (次期)				

目的1

37 支払資金

支払資金とは現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。

1) 支払資金に含めるもの

- ① 現金
- ② 当座預金、普通預金、郵便貯金等
- ③ 通知預金、定期預金（学校法人の意思による）
- ④ 学校法人の意思で支払資金として認識している中期国債ファンド、現先等

2) 支払資金に含めないもの

- (1) 特定の用途を有する預金
- (2) 支払手段として用いることを予定していない預金

3) 「平成 27 年度以降の監査事項の指定について」文部科学省高等教育局私学部長通知（平成 27 年 3 月 30 日 26 文科高第 1120 号）

1. (1)イ(ウ)資金収支計算書における「前年度繰越支払資金」及び「次年度繰越支払資金」の額は期首並びに期末の貸借対照表における現金預金有高と一致しているかどうか。

38 資金収入

- ①  $C_n [A_n]$ ；当該会計年度における支払資金の収入で、当年度の諸活動に対応するもの。
- ②  $C_n [A_{n-1}]$ ；当該会計年度における支払資金の収入で、前年度以前の諸活動に対応するもの。  
前期末未収入金収入。
- ③  $C_n [A_{n+1}]$ ；当該会計年度における支払資金の収入で、次年度以後の諸活動に対応するもの。  
前受金収入。
- ④  $C_{n-1} [A_n]$ ；当年度の諸活動に対応する収入で、前年度以前に支払資金の収入となったもの。  
前期末前受金。
- ⑤  $C_{n+1} [A_n]$ ；当年度の諸活動に対応する収入で、次年度以降に支払資金の収入となるべきもの。  
期末未収入金。

39 資金支出

- ⑥  $C'_n [A_n]$ ；当該会計年における支払資金の支出で、当年度の諸活動に対応するもの。  
 $C'_n [A_n]$  のみが経常費補助金の対象となる。（私立大学等経常費補助金取扱要領 5. 経常的経費の範囲）したがって納品が当年度でないものや支払が当年度でない支出は補助対象経費とならない。
- ⑦  $C'_{n-1} [A_n]$ ；当年度の諸活動に対応する支出で、前年度以前に支払資金の支出となったもの。  
前期末前払金
- ⑧  $C'_{n+1} [A_n]$ ；当年度の諸活動に対応する支出で、次年度以後に支払資金の支出となるべきもの。  
期末未払金
- ⑨  $C'_n [A_{n-1}]$ ；当該会計年度における支払資金の支出で、前年度以前の諸活動に対応するもの。  
前期末未払金支払支出
- ⑩  $C'_n [A_{n+1}]$ ；当該会計年度における支払資金の支出で、次年度以後の諸活動にたいおうするもの。  
前払金支払支出

40 勘定科目

記載科目と同一の名称にする必要はないが、第 10 条（別表第一）で規定している記載科目との関連性を十分考慮すべきである。

(資金収支計算書の記載方法)

**第9条** 資金収支計算書には、収入の部及び支出の部を設け、収入又は支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

41

(資金収支計算書の記載科目)

**第10条** 資金収支計算書に記載する科目は、別表第一のとおりとする。

42

(前期末前受金等)

**第11条** 当該会計年度の資金収入のうち前期末前受金及び期末未収入金は、収入の部の控除科目として資金収支計算書の収入の部に記載するものとする。

43

2 当該会計年度の資金支出のうち前期末前払金及び期末未払金は、支出の部の控除科目として、資金収支計算書の支出の部に記載するものとする。

(資金収支計算書の様式)

**第12条** 資金収支計算書の様式は、第一号様式のとおりとする。

(資金収支内訳表の記載方法等)

**第13条** 資金収支内訳表には、資金収支計算書に記載される収入及び支出で当該会計年度の諸活動に対応するものの決算の額を次に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

44

(一) 学校法人(次号から第5号までに掲げるものを除く。)

(二) 各学校(専修学校及び各種学校を含み、次号から第5号までに掲げるものを除く。)

(三) 研究所

(四) 各病院

(五) 農場、演習林その他前2号に掲げる施設の規模に相当する規模を有する各施設

2 前項第2号に掲げる部門の記載にあつては、2以上の学部を置く大学にあっては学部(当該学部の専攻に対応する大学院の研究科、専攻科及び別科を含む。)に、2以上の学科を置く短期大学にあっては学科(当該学科の専攻に対応する専攻科及び別科を含む。)に、2以上の課程を置く高等学校にあっては課程(当該課程に対応する専攻科及び別科を含む。)にそれぞれ細分して記載するものとする。この場合において、学部の専攻に対応しない大学院の研究科は大学の学部とみなす。

3 学校教育法(昭和22年法律第26号)第103条に規定する大学に係る前項の規定の適用については、当該大学に置く大学院の研究科は大学の学部とみなす。

4 通信による教育を行なう大学に係る第2項の規定の適用については、当該教育を担当する機関は大学の学部又は短期大学の学科とみなす。

5 資金収支内訳表の様式は、第二号様式のとおりとする。

(人件費支出内訳表の記載方法等)

**第14条** 人件費支出内訳表には、資金収支計算書に記載される人件費支出の決算の額の内訳を前条第1項各号に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

45

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による記載について準用する。

3 人件費支出内訳表の様式は、第三号様式のとおりとする。



#### 41 予 算

- 1) 予算の意義 (参照)「学校法人の予算制度に関する報告(第1号～第3号)について」について(通知)一文部省管理局长一〔会計基準詳説 289頁〕
- 2) 収支予算書は、当該年度の6月30日までに所轄庁に届け出ることとされている。

#### 42 記 載 科 目

- 1) 別表第一及び第一号様式に掲げる大科目は、学校法人のすべての収入及び支出を網羅して、それを基本的な科目に分類して整理したものであって、これ以外の科目の設定は認められていない。
- 2) 「教育研究経費と管理経費の区分について」文部大臣所轄学校法人理事長宛文部省管理局长通知(昭和46年11月27日雑管第118号)によれば、管理経費とは、①役員の業務執行の経費、評議員会の経費、②総務、人事、財務、経理などの法人経費、③教職員の福利厚生経費、④教育研究用以外の施設設備の修繕などの経費、⑤学生生徒等の募集経費、⑥補助活動のうちの食堂、売店のための経費、⑦附属病院業務のうち教育研究業務以外の経費などをいい、その他は教育研究経費となる。  
〔新版 学校法人会計基準詳説(以下〔会計基準詳説〕と略)286頁〕

#### 43 控 除 科 目

- 1) 資金収入調整勘定、資金支出調整勘定として資金収支計算書に△表示する。
- 2) 当年度の資金収支でないものを控除することで「次年度繰越支払資金」と貸借対照表の「現金預金」の金額が一致する。(参照)注38・39
- 3) 第四号様式には、「調整勘定等」の項があり、活動区分ごとに、調整勘定(期末未収入金、期末未払金等)に調整勘定に関連する資金収入(前受金収入等)及び資金支出(前期末未払金支払支出等)を相互に加減した金額を記載する。また、活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程を注記する。

#### 44 資金収支内訳表

- 1) 文部大臣所轄各学校法人理事長宛文部省管理局长通知(昭和55年11月文管企第250号)「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」〔会計基準詳説 346頁〕  
部門が特定できる収支は直接各部門に計上し、共通の収支は適当な配分基準により各部門に配分する。また、学校法人部門に計上する収支は特定されている。
- 2) 部門間の繰入れや繰出しは表示しない。  
資金収支内訳表は、資金収支計算書の決算の額を部門別に内訳表示したものであり、資金収支計算書にない科目が内訳表に現われることはありえない。(会計基準詳説 187頁)  
部門別及び総額の収入合計と支出合計は通常は一致しない。
- 3) 資金収支内訳表と事業活動収支内訳表は公認会計士又は監査法人の監査の対象から除かれている。(昭和51年7月文部省告示第135号)
- 4) 知事所轄法人で単数の学校を設置するものは資金収支内訳表と事業活動収支内訳表を省略できる。
- 5) 予算の内訳表は、予算の積算過程では必要であるが、所轄庁に届出する必要がない。ただし、都道府県では届出ることになっているところもある。

#### 45 人件費支出内訳表

- 1) 人件費支出内訳表は監査対象に含まれる。
- 2) 知事所轄学校法人でも省略できない。小科目がさらに細分されている。

(活動区分資金収支計算書の記載方法等)

46

**第14条の2** 活動区分資金収支計算書には、資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算の額を次に掲げる活動ごとに区分して記載するものとする。

- (一) 教育活動
- (二) 施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動
- (三) 資金調達その他前2号に掲げる活動以外の活動

2 活動区分資金収支計算書の様式は、第四号様式のとおりとする。

### 第3章 事業活動収支計算及び事業活動収支計算書

(事業活動収支計算の目的)

47

**第15条** 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度において第29条及び第30条の規定により基本金に組み入れる額（以下「基本金組入額」という。）を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするため、事業活動収支計算を行うものとする。

48

- (一) 教育活動
- (二) 教育活動以外の経常的な活動
- (三) 前2号に掲げる活動以外の活動

(事業活動収支計算の方法)

49

**第16条** 事業活動収入は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入を計算するものとする。

2 事業活動支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計算するものとする。

3 事業活動収支計算は、前条各号に掲げる活動ごとに、前2項の規定により計算した事業活動収入と事業活動支出を対照して行なうとともに、事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除し、その残額から基本金組入額を控除して行うものとする。



#### 46 活動区分資金収支計算書の目的

資金収支計算書の決算額を3つの活動区分ごとに区分し、活動ごとの資金の流れを明らかにする  
→企業会計でいえばキャッシュフロー計算書に相当する

##### 1) 教育活動による資金収支

資金収支計算書の資金収入及び資金支出のうち、「施設整備等活動による資金収支」と「その他の活動による資金収支」を除いたもの。

##### 2) 施設整備等活動による資金収支

第14条の2第1項第2号に定める「施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動」に係る資金収入及び資金支出をいう。なお、「その他これらに類する活動」とは資産の額の増加を伴う施設若しくは設備の改修等であり、施設整備の修繕費や除却に伴う経費は含まない。

##### 3) その他の活動による資金収支

財務活動のほか、収益事業に係る活動、預り金の受け払い等の経過的な活動に係る資金収入及び資金支出、並びに過年度修正額をいい、第14条の2第1項第3号に定める「資金調達その他前2号に掲げる活動以外の活動」に係る資金収入及び資金支出をいう。なお、「財務活動」とは、資金調達及び資金運用に係る活動をいう。

\*「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（平成25年9月2日25高私参第8号）参照

#### 47 事業活動収支計算の目的

事業活動収支及び事業活動支出を3つに区分し、それぞれの内容と均衡の状態を明らかにする。  
→企業会計でいえば損益計算書に相当する。

- 1) 学校法人会計：
- |                |              |
|----------------|--------------|
| ① 教育事業の収支バランス  | } 経常的な収支バランス |
| ② 教育事業外の収支バランス |              |
| ③ 臨時的な収支バランス   |              |

- 2) 企業会計：利益の計算を目的としている。

#### 48 収支計算

- 1) 基本金組入前当年度収支差額：事業活動収入－事業活動支出  
2) 当年度収支差額：基本金組入前当年度収支差額－基本金組入額

#### 49 事業活動収入

事業活動収入とは、純資産の増加となるものであって、資産売却収入のうちの原価部分、借入金収入、前受金収入などを含まない。

##### 1) 教育活動収支

経常的な事業活動収入及び事業活動支出のうち、「教育活動外収支」に係る事業活動収入及び事業活動支出を除いたもの。

##### 2) 教育活動外収支

経常的な財務活動及び収益事業に係る活動に係る事業活動収入及び事業活動支出をいい、第15条第2号に定める「教育活動以外の経常的な活動」に係る事業活動収入及び事業活動支出をいう。なお、「財務活動」とは、資金調達及び資金運用に係る活動をいう。

##### 3) 特別収支

特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な事業活動収入及び事業活動支出をいい、第15条第3号に定める「前2号に掲げる活動以外の活動」に係る事業活動収入及び事業活動支出をいう。

特別収支には、「資産売却差額」、「施設設備寄付金」、「現物寄付」、「施設設備補助金」、「資産処分差額」、「過年度修正額」、「災害損失」及びデリバティブ取引の解約に伴う損失又は利益が該当する。なお、「災害損失」とは資産処分差額のうち、災害によるものをいう。

\*「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（25高私参第8号平成25年9月2日）参照

(勘定科目)

**第17条** 学校法人は、この章の規定の趣旨に沿って事業活動収支計算を行なうため必要な勘定科目を設定するものとする。

(事業活動収支計算書の記載方法)

**第18条** 事業活動収支計算書には、第15条各号に掲げる活動ごとに事業活動収入の部及び事業活動支出の部を設け、事業活動収入又は事業活動支出の科目ごとに、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

(事業活動収支計算書の記載科目)

**第19条** 事業活動収支計算書に記載する科目は、別表第二のとおりとする。

50

51

(当年度収支差額等の記載)

**第20条** 第15条各号に掲げる活動ごとの当該会計年度の収支差額（事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除した額をいう。以下同じ。）は、事業活動支出の部の次に予算の額と対比して記載するものとする。

2 当該会計年度の経常収支差額（第15条第1号に掲げる活動の収支差額に同条第2号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

3 当該会計年度の基本金組入前当年度収支差額（経常収支差額に第15条第3号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

4 当該会計年度の基本金組入額は、基本金組入前当年度収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

5 当該会計年度の当年度収支差額（基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額を控除した額をいう。以下同じ。）は、基本金組入額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

52

(翌年度繰越収支差額)

**第21条** 当該会計年度において次に掲げる額がある場合には、当該額を加算した額を、翌年度繰越収支差額として、翌会計年度に繰り越すものとする。

(一) 当年度収支差額

(二) 前年度繰越収支差額（当該会計年度の前会計年度の翌年度繰越収支差額をいう。）

(三) 第31条の規定により当該会計年度において取り崩した基本金の額

(翌年度繰越収支差額の記載)

**第22条** 翌年度繰越収支差額は、当年度収支差額の次に、前条の規定による計算とともに、予算の額と対比して記載するものとする。

## 50 勘定科目

勘定科目は、記載科目と同一の名称にする必要はないが、第19条（別表第二）で規定している記載科目との関連性を十分考慮すべきである。

## 51 事業活動収支計算書の記載方法

3つの区分ごとに事業活動収入の部と事業活動支出の部を設け、事業活動収入又は事業活動支出の科目ごとに、予算と対比して記載する。

## 52 第20～22条の記載

教育活動収支差額・・・本業の収支バランス

教育活動外収支差額・・・主に財務活動の収支バランス

経常収支差額・・・・・・・・経常的な収支バランス（教育活動収支差額と教育活動外収支差額の合計）

特別収支差額・・・・・・・・臨時的な収支バランス

基本金組入前当年度収支差額・・・学校運営面（ソフト）の収支バランス

当年度収支差額・・・・・・・・単年度の収支バランス（基本金組入後の収支バランス）

前年度繰越収支差額

翌年度繰越収支差額・・・長期的な収支バランス

(事業活動収支計算書の様式)

第23条 事業活動収支計算書の様式は、第五号様式のとおりとする。

(事業活動収支内訳表の記載方法等)

第24条 事業活動収支内訳表には、事業活動収支計算書に記載される事業活動収入及び事業活動支出並びに基本金組入額の決算の額を第13条第1項各号に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

53

2 事業活動収支内訳表の様式は、第六号様式のとおりとする。

#### 第4章 貸借対照表

##### 第1節 資 産

(資産の評価)

第25条 資産の評価は、取得価額をもってするものとする。ただし、当該資産の取得のために通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時に於ける当該資産の取得のために通常要する価額をもってするものとする。

54

55

(減価償却)

第26条 固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するもの(以下「減価償却資産」という。)については、減価償却を行なうものとする。

56

2 減価償却資産の減価償却の方法は、定額法によるものとする。

## 53 部 門

部門設定は資金収支内訳表と違って、学部又は学科の細分を行わない。

54 取得価額 取得原価主義であって時価による評価はみとめない。

## 55 著しく低い価額

- 1) 著しく低い価額で取得した場合は、通常要する価額とすることに注意する。
- 2) 凶書の会計処理については、「文部省管理局長通知 雑管第 115 号」参照
- 3) 有価証券について、その時価が取得価額を著しく下回ることとなった場合は、本条の規定にかかわらず、評価換えを行うことに注意する。(第 27 条参照)

## 56 減価償却

### 1) 計算要素

取得価額、耐用年数及び残存価額（備忘価額は残存価額とは別のものである）

### 2) 計算方法について文科省の通知等はない

### 3) 学校法人委員会報告第 28 号（昭和 56 年 1 月）「学校法人の減価償却に関する監査上の取扱い」

(1) 固定資産の耐用年数は、学校法人が固定資産の使用状況等を勘案して自主的に決定すべきものであるが、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（財務省令）又は参考として後掲する「固定資産の耐用年数表」によっている場合も、妥当な会計処理として取り扱うものとする。

(2) 有形固定資産の減価償却額の計算に当たっては、残存価額を零として行った場合であっても、妥当な会計処理として取扱うものとする。その場合、最終年度に備忘価額を付するものとする。

(3) 会計年度の中で取得した固定資産に係る減価償却額の計算は、当該資産について計算される年間減価償却額を月数按分したのものによるほか、次の簡便法を採用している場合も、重要性のない場合には、妥当な会計処理として取扱うことができる。

イ. 取得時の会計年度は、償却額年額の 2 分の 1 の額により行う。

ロ. 取得時の会計年度は、償却を行わず、翌会計年度から行う。

ハ. 取得時の会計年度から償却額年額により行う。

(注) このうち (2) と、(3) の「重要性のない場合には、」が追加になっている。

(4) 機器備品（主として机、椅子等）の減価償却について、取得年度ごとに同一耐用年数のものをグループ化し、一括して毎会計年度償却をし、耐用年数の最終年度に当該機器備品について、現物の有無にかかわらず一括除却処理をする方法を採用する場合においても、妥当な会計処理として取扱うものとする。

(5) 減価償却に係る会計処理について（固定資産の耐用年数を含む。）、本取扱いによるために変更が行われた場合は、正当な理由に基づく変更と認めるものとする。

(6) 減価償却に関して所轄庁から学校法人に対して、本取扱いと異なる指示がある場合には、その指示に従うものとし、その場合は、妥当な会計処理として取扱うことができる。

### 4) 凶書については、除却による経理が困難なときは、総合償却の方法により減価償却経理を行なうことができる。(会計基準詳説 303 頁)

(有価証券の評価換え)

第27条 有価証券については、第25条の規定により評価した価額と比較してその時価が著しく低くなつた場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によつて評価するものとする。

57

(徴収不能額の引当て)

第28条 金銭債権については、徴収不能のおそれがある場合には、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れるものとする。

58

## 第2節 基本金

(基本金)

第29条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

59

(基本金への組入れ)

第30条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

60

- (一) 学校法人が設立当初に取得した固定資産（法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第3項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産）で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校（専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額
- (二) 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額
- (三) 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額
- (四) 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

2 前項第2号又は第3号に規定する基本金への組入れは、固定資産の取得又は基金の設定に係る基本金組入計画に従い行うものとする。

3 学校法人が第1項第1号に規定する固定資産を借入金（学校債を含む。以下この項において同じ。）又は未払金（支払手形を含む。以下この項において同じ。）により取得した場合において、当該借入金又は未払金に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払（新たな借入金又は未払金によるものを除く。）を行なつた会計年度において、返済又は支払いを行なつた金額に相当する金額を基本金へ組み入れるものとする。



## 57 有価証券

- 1) 債券（国債、公債、社債）、株式などを指す。
- 2) 「著しく低くなった場合」に該当するかどうかの判定（「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」に関する実務指針 学校法人委員会実務指針第 45 号）

時価の下落率	「著しく低くなった場合」かどうかの判定
50%以上	「著しく低くなった場合」に該当する。
30%以上 50%未満	各学校法人において、著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断する。
30%未満	「著しく低くなった場合」に該当しない。

## 58 徴収不能額の引当て

- 1) 保守主義の原則（企業会計原則）：注 29 参照  
企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。
- 2) 徴収不能の見込額の算定は、個々の具体的な金銭債権についていちいち徴収の確実性を判断して行うほか、経験則等に基づき合理的に債権額の一定割合を徴収不能の見込額として算定する方法もある。
- 3) 引当金の設定には徴収不能引当金、減価償却引当金及び退職給与引当金の三つがある。

## 59 基本金の概念

基本金とは、学校法人がその設置する学校を運営していくために必要な資産のうち、学校法人が総合的な計画の下に、継続的に保持していかなければならない資産を観念的な金額としてとらえたものである。（会計基準詳説 98 頁）

## 60 基本金への組入

- 1) 第 1 号基本金について
  - ① 対象となる資産について、狭義の教育用固定資産に限定することなく、広く教育研究用の固定資産及び教育研究を成り立たせるために必要なその他の固定資産（借地権、施設利用権等の無形固定資産を含み、投資を目的とする資産を除く。）も含めて考えるのが適当である。したがって、法人本部施設、教職員の厚生施設等もこれに該当する。（会計基準詳説 101 頁）
  - ② 学校法人の所有する机、椅子、書架、ロッカー等の少額重要資産（学校法人の性質上基本的に重要なもので、その目的遂行上常時相当額に保有していることが必要とされる資産をいう。）は、固定資産として管理し、かつ、基本金設定の対象とする。（会計基準詳説 101 頁）
  - ③ 借入金又は未払金により対象資産を取得した時の組入れに注意する。
- 2) 第 2 号、第 3 号の基本金組入れは、固定資産の取得又は基金の設定に係る基本金組入計画を策定し、第十号様式の基本金明細表の付表として、計画表を添付しなければならない。（昭和 62 年文部省令 25 号改正）
- 3) 恒常的に保持すべき資金（第 4 号基本金）（25 高私参第 9 号 平成 25 年文部科学省参事官通知）
  - ① 恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の事業活動収支計算書における教育活動収支の人件費（退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。）、教育研究経費（減価償却額を除く。）、管理経費（減価償却額を除く。）及び教育活動外収支の借入金等利息の決算額の合計を 12 で除した額（100 万円未満の端数金額は切り捨てることのできる。）とする。  
なお、本項により計算した額（省略）が前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、その差額を取崩しの対象としなければならない。  
（特例）
    - ア. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の 100 分の 80 以上 100 分の 100 未満の場合は、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。
    - イ. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の 100 分の 100 を超えて 100 分の 120 以内の場合は、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。
  - ② 恒常的に保持すべき資金の額を有していない場合は脚注記載する。第 34 条第 7 項

(基本金の取崩し)

**第31条** 学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。

- (一) その諸活動の一部又は全部を廃止した場合 その廃止した諸活動に係る基本金への組入額
- (二) その経営の合理化により前条第1項第1号に規定する固定資産を有する必要がなくなった場合 その固定資産の価額
- (三) 前条第1項第2号に規定する金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなった場合 その金銭その他の資産の額
- (四) その他やむを得ない事由がある場合 その事由に係る基本金への組入額

61

### 第3節 貸借対照表の記載方法等

(貸借対照表の記載方法)

**第32条** 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、資産、負債及び純資産の科目ごとに、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載するものとする。

62

(貸借対照表の記載科目)

**第33条** 貸借対照表に記載する科目は、別表第三のとおりとする。

63



## 61 基本金を取り崩すことができる（平成 17 年文部科学省令 17 号改正）

### 1) 基本金取崩し要件の緩和

- ① 諸活動の一部又は全部を廃止した場合（第 1 号）
  - ・学部、学科等を廃止し、又は定員が減少した場合
  - ・学生寮事業を廃止した場合
  - ・第 3 号基本金の計画（奨学事業等）縮小・廃止等
- ② 経営の合理化により固定資産を有する必要がなくなった場合（第 2 号）
  - ・学生通学用バスを売却したが、今後取得しない場合
  - ・パソコン等の備品を購入して所有することから賃借することに変更した場合
  - ・校舎等の建替えに要した額が、当初取得価額を下回った場合 等
- ③ 2 号基本金対象の金銭等を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなった場合（第 3 号）
  - ・第 2 号基本金の計画（施設設備整備計画）の縮小・廃止
- ④ その他やむを得ない事由がある場合（第 4 号）

### 2) 基本金の組入額と取崩額の計算

「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（平成 17 年 5 月 13 日 17 高私参第 1 号）I - (1) によれば、

- ① 各号（第 1 号基本金から第 4 号基本金まで）ごとに計算する
- ② 基本金組入額 > 基本金取崩額の場合：差額を基本金組入額とする
- ③ 基本金組入額 < 基本金取崩額の場合：差額を基本金取崩額とする
- ④ 第 2 号基本金を第 1 号基本金に振り替える場合は、②・③の計算に含めないとされている。

### 3) 事業活動収支計算書、基本金明細表の記載方法

第五号様式（52 頁）、第十号様式（60 頁）参照

## 62 貸借対照表の記載方法

### 1) 比較貸借対照表の形式

- 2) 資金収支計算書と事業活動収支計算書では予算比が「差異」となっているが、貸借対照表では「増減」となっている。

## 63 記載科目

- 1) 大科目、中科目及び小科目を定めている。
- 2) 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができるが、中科目の追加設定は、必要がないとして認められていない。（会計基準詳説 117 頁）
- 3) 大科目は金額がなくても、省略できず、金額は 0 で表示する。（平成 26 年 2 月「学校法人会計基準の改正に関する説明会」への質問回答集 私学部参事官私学経営支援企画室財務調査係）

(重要な会計方針等の記載方法)

**第34条** 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針については、当該事項を脚注（注記事項を計算書類の末尾に記載することをいう。以下この条において同じ。）として記載するものとする。

- 2 重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額を脚注として記載するものとする。
- 3 減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載し、減価償却額の累計額の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。
- 4 金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載し、徴収不能引当金の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。
- 5 担保に供されている資産については、その種類及び額を脚注として記載するものとする。
- 6 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額については、当該金額を脚注として記載するものとする。
- 7 当該会計年度の末日において第30条第1項第4号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合には、その旨及び当該資金を確保するための対策を脚注として記載するものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項については、当該事項を脚注として記載するものとする。

64

(貸借対照表の様式)

**第35条** 貸借対照表の様式は、第七号様式のとおりとする。

#### 64 重要な会計方針等（平成 17 年文部科学省令 17 号改正）

\* 「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（25 高私参第 8 号 平成 25 年 9 月 2 日）別添 注記事項の記載例 参照

1) 次の事項を計算書類の末尾（第七号様式（55 頁）・貸借対照表の末尾）に記載する。

(1) 重要な会計方針（第 1 項）

① 引当金の計上基準（徴収不能引当金及び退職給与引当金等）

② その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法、たな卸資産の評価基準及び評価方法、外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準、預り金その他経過項目に係る収支の表示方法、食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法、等

(2) 重要な会計方針の変更等（第 2 項）

変更理由及び当該変更が計算書類に与える影響額を記載

(3) 減価償却額の累計額の合計額（第 3 項）

(4) 徴収不能引当金の合計額（第 4 項）

(5) 担保に供されている資産の種類及び額（第 5 項）

(6) 翌会計年度以降の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額（第 6 項）

(7) 当該会計年度の末日において第 4 号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策（第 7 項）

(8) その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項（第 7 項）

有価証券の時価情報、デリバティブ取引、学校法人の出資による会社に係る事項、主な外貨建資産・負債、偶発債務、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引、純額で表示した補助活動に係る収支、関連当事者との取引、後発事象、等

(附属明細表の記載方法等)

65

**第36条** 固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表には、当該会計年度における固定資産、借入金及び基本金の増減の状況、事由等をそれぞれ第八号様式、第九号様式及び第十号様式に従って記載するものとする。

### 第5章 知事所轄学校法人に関する特例

(計算書類の作成に関する特例)

66

**第37条** 都道府県知事を所轄庁とする学校法人（以下「知事所轄学校法人」という。）は、第4条の規定にかかわらず、活動区分資金収支計算書又は基本金明細表（高等学校を設置するものにあつては、活動区分資金収支計算書に限る。）を作成しないことができる。

(徴収不能引当ての特例)

**第38条** 知事所轄学校法人（高等学校を設置するものを除く。次条において同じ。）は、第28条の規定にかかわらず、徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れないことができる。

(基本金組入れに関する特例等)

**第39条** 知事所轄学校法人は、第30条第1項の規定にかかわらず、同項第4号に掲げる金額に相当する金額の全部又は一部を基本金に組み入れないことができる。

### 第6章 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に関する特例

**第40条** 法第14条第1項に規定する学校法人（法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者であつて、同条第3項の規定による特別の会計の経理をするものに限る。）のうち、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）を設置する社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）については、第1条第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に従うことができる。

## 65 附属明細表

### 1) 固定資産明細表

- ① 「貸借対照表」に計上されている固定資産の科目に従って記載する。
- ② 「差引期末残高」の各科目の額及び「減価償却額の累計額の合計額」と「貸借対照表」の固定資産の各科目の額及び注記の「減価償却額の累計額の合計額」とは、それぞれ一致するので留意する。
- ③ この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。(注1)
- ④ この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。(注2)

\*学校法人計算書類の表示について(昭和50年5月学校会計委員会報告第20号)参照

### 2) 借入金明細表

- ① 貸借対照表に記載された長期借入金及び短期借入金の増減の状況、事由、条件等を様式に従って記載する。
- ② 長期及び短期の借入金ごとに公的金融機関、市中金融機関及びその他の区分を設け、借入先ごとに記載する。
- ③ 借入金明細表の期首残高及び期末残高と貸借対照表の当該科目の金額と一致しているかどうか留意する。

### 3) 基本金明細表

- ① 基本金明細表は、各号ごとの基本金の増減の状況及び基本金の未組入額の状況等を様式に従って記載する。
- ② 基本金明細表の事項欄には、各号別(第1号基本金、第2号基本金、第3号基本金、第4号基本金)による基本金の区分表示を行い基本金の内容を明確にする。ただし、計上すべき金額がない場合には、当該事項を省略する様式によるものとする。(注1)
- ③ 未組入高合計は貸借対照表の脚注「翌会計年度以降の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額」(第6項)と一致することに留意する。

\*「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」17高私参 第1号  
平成17年5月13日 参照

## 66 知事所轄学校法人に関する特例

### 1) “知事所轄学校法人”のうち、

高等学校を設置しないもの・・・「活動区分資金収支計算書」、「基本金明細表」「徴収不能引当金」、  
「第4号基本金の組入」を省略できる。

高等学校を設置するもの・・・「活動区分資金収支計算書」を省略できる。

### 2) 別表第一・第二・第三の(注)では、すべての知事所轄法人に、教育研究経費と管理経費、及び教育研究用機器備品と管理用機器備品の区分をしなくてもよいとしている。(都道府県によっては別の定めをしていることがある。)

別表第一 資金収支計算書記載科目（第10条関係）

収 入 の 部		備 考
科 目		
大 科 目	小 科 目	
学生生徒等納付金収入	授 業 料 収 入	聴講料、補講料等を含む。
	入 学 金 収 入	
	実 験 実 習 料 収 入	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
手 数 料 収 入	施 設 設 備 資 金 収 入	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
	入 学 検 定 料 収 入	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
	試 験 料 収 入	編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。
寄 付 金 収 入	証 明 手 数 料 収 入	在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
	特 別 寄 付 金 収 入	土地、建物等の現物寄付金を除く。
補 助 金 収 入	一 般 寄 付 金 収 入	用途指定のある寄付金をいう。
	国 庫 補 助 金 収 入	用途指定のない寄付金をいう。
資 産 売 却 収 入	地 方 公 共 団 体 補 助 金 収 入	日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。
	施 設 売 却 収 入	固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。
	設 備 売 却 収 入	
付随事業・収益事業収入	有 価 証 券 売 却 収 入	
	補 助 活 動 収 入	食堂、売店、寄宿舍等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。
	附 属 事 業 収 入	附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。
	受 託 事 業 収 入	外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。
受取利息・配当金収入	収 益 事 業 収 入	収益事業会計からの繰入収入をいう。
	第3号基本金引当特定資産運用収入	第3号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入をいう。
	その他の受取利息・配当金収入	預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、第3号基本金引当特定資産運用収入を除く。
雑 収 入	施 設 設 備 利 用 料 収 入	施設設備利用料収入、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。
	廃 品 売 却 収 入	

借入金等収入	長期借入金収入	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。	
	短期借入金収入	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。	
前受金収入	学校債収入	翌年度入学の学生、生徒等に係る学生生徒等納付金収入その他の前受金収入をいう。	
	授業料前受金収入		
	入学金前受金収入		
	実験実習料前受金収入		
その他の収入	施設設備資金前受金収入	上記の各収入以外の収入をいう。	
	第2号基本金引当特定資産取崩収入		
	第3号基本金引当特定資産取崩収入		
	(何)引当特定資産取崩収入		
	前期末未収入金収入		前会計年度末における未収入金の当該会計年度における収入をいう。
	貸付金回収収入 預り金受入収入		

支出の部		
科目		備考
大科目	小科目	
人件費支出	教員人件費支出	教員（学長、校長又は園長を含む。以下同じ。）に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
	職員人件費支出	
	役員報酬支出	
	退職金支出	
教育研究経費支出		教育研究のために支出する経費（学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。）をいう。
	消耗品費支出	
	光熱水費支出	
管理経費支出	旅費交通費支出	貸与の奨学金を除く。
	奨学費支出	
	消耗品費支出	
	光熱水費支出	
	旅費交通費支出	



借入金等利息支出	借入金利息支出 学校債利息支出	
借入金等返済支出	借入金返済支出 学校債返済支出	
施設関係支出	土地支出 建物支出 構築物支出 建設仮勘定支出	整地費、周旋料等の施設の取得に伴う支出を含む。 建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備のための支出を含む。 プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物のための支出をいう。 建物及び構築物等が完成するまでの支出をいう。
設備関係支出	教育研究用機器備品支出 管理用機器備品支出 図書支出 車両支出 ソフトウェア支出	標本及び模型の取得のための支出を含む。 ソフトウェアに係る支出のうち資産計上されるものをいう。
資産運用支出	有価証券購入支出 第2号基本金引当特定資産繰入支出 第3号基本金引当特定資産繰入支出 (何)引当特定資産繰入支出	
その他の支出	収益事業元入金支出 貸付金支払支出 手形債務支払支出 前期末未払金支払支出 預り金支払支出 前払金支払支出	収益事業に対する元入額の支出をいう。 収益事業に対する貸付金の支出を含む。

(注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。

2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものについては、この限りでない。

3 大科目と小科目の間に適当な中科目を設けることができる。

4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究経費支出の科目及び管理経費支出の科目に代えて、経費支出の科目を設けることができる。

5 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究用機器備品支出の科目及び管理用機器備品支出の科目に代えて、機器備品支出の科目を設けることができる。



別表第二 事業活動収支計算書記載科目（第19条関係）

	科 目		備 考	
	大 科 目	小 科 目		
教 育 活 動 の 支 部	事 業 活 動 収 入 の 支 部	学生生徒等納付金		
			授 業 料	聴講料、補講料等を含む。
			入 学 金	
			実 験 実 習 料	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
			施 設 設 備 資 金	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
			手 数 料	
			入 学 検 定 料	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
			試 験 料	編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。
			証 明 手 数 料	在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
			寄 付 金	
			特 別 寄 付 金	施設設備寄付金以外の寄付金をいう。
			一 般 寄 付 金	用途指定のない寄付金をいう。
			現 物 寄 付	施設設備以外の現物資産等の受贈額をいう。
			経 常 費 等 補 助 金	施設設備補助金以外の補助金をいう。
			国 庫 補 助 金	日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。
			地 方 公 共 団 体 補 助 金	
	付 随 事 業 収 入			
		補 助 活 動 収 入	食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。	
		附 属 事 業 収 入	附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。	
		受 託 事 業 収 入	外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。	
	雑 収 入		施設設備利用料、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。	
		施 設 設 備 利 用 料		
		廃 品 売 却 収 入	売却する物品に帳簿残高がある場合には、売却収入が帳簿残高を超える額をいう。	

		科 目		備 考
		大 科 目	小 科 目	
教 育 活 動 支 出 の 支 部	事 業 活 動	人 件 費	教 員 人 件 費	教員（学長、校長又は園長を含む。以下同じ。）に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。 教員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。 理事及び監事に支払う報酬をいう。
			職 員 人 件 費	
			役 員 報 酬 退職給与引当金繰入額 退 職 金	
		教 育 研 究 経 費		教育研究のために支出する経費（学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。）をいう。
			消 耗 品 費 光 熱 水 費	電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。
			旅 費 交 通 費 奨 学 費 減 価 償 却 額	貸与の奨学金を除く。 教育研究用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。
		管 理 経 費	消 耗 品 費 光 熱 水 費	管理用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。
			旅 費 交 通 費 減 価 償 却 額	
			徴 収 不 能 額 等	
		教 育 活 動	事 業 活 動 収 入 の 部	
受 取 利 息 ・ 配 当 金	第3号基本金引当特定資産運用収入			第3号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入をいう。
そ の 他 の 教 育 活 動 外 収 入	その他の受取利息・配当金			預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、第3号基本金引当特定資産運用収入を除く。
	収 益 事 業 収 入			収益事業会計からの繰入収入をいう。

外 収 支	事業活動支出の部	科 目		備 考
		大 科 目	小 科 目	
		借入金等利息 その他の教育活動外支出	借入金利息 学校債利息	
特 別 収 支	事業活動収入の部	科 目		備 考
		大 科 目	小 科 目	
		資産売却差額 その他の特別収入	施設設備寄付金 現物寄付 施設設備補助金 過年度修正額	
支	事業活動支出の部	科 目		備 考
		大 科 目	小 科 目	
		資産処分差額 その他の特別支出	災害損失 過年度修正額	

- (注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
- 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものについては、この限りでない。
- 3 大科目と小科目の間に適当な科目を設けることができる。
- 4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができる。

別表第三 貸借対照表記載科目（第33条関係）

資 産 の 部			備 考	
科		目		
大 科 目	中 科 目	小 科 目		
固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	土 地 建 物	貸借対照表日後1年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が1年未満になつてい るものであつても使用中のものを含む。	
			構 築 物	建物に附属する電気、給排水、暖房等の設 備のための支出を含む。
				プール、競技場、庭園等の土木設備又は工 作物をいう。
		教育研究用機器備品	標本及び模型を含む。	
		管理用機器備品		
		図 書		
		車 両		
	建設仮勘定	建設中又は製作中の有形固定資産をいい、 工事前払金、手付金等を含む。		
	特 定 資 産		使途が特定された預金等をいう。	
		第2号基本金引当特定資産		
		第3号基本金引当特定資産 (何) 引当特定資産		
	流 動 資 産	そ の 他 の 固 定 資 産	借 地 権	地上権を含む。
			電 話 加 入 権	専用電話、加入電話等の設備に要する負担 金額をいう。
施 設 利 用 権				
ソ フ ト ウ エ ア				
有 価 証 券			長期に保有する有価証券をいう。	
収 益 事 業 元 入 金			収益事業に対する元入額をいう。	
長 期 貸 付 金			その期限が貸借対照表日後1年を超えて到 来するものをいう。	
流 動 資 産	そ の 他 の 固 定 資 産	現 金 預 金		
		未 収 入 金	学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表 日における未収額をいう。	
		貯 蔵 品	減価償却の対象となる長期的な使用資産を 除く。	
		短 期 貸 付 金	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来 するものをいう。	
流 動 資 産	そ の 他 の 固 定 資 産	有 価 証 券	一時的に保有する有価証券をいう。	

負債の部		
科目		備考
大科目	小科目	
固定負債	長期借入金	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
	学校債	同上
	長期未払金	同上
	退職給与引当金	退職給与規程等による計算に基づく退職給与引当額をいう。
流動負債	短期借入金	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいい、資金借入れのために振り出した手形上の債務を含む。
	1年以内償還予定学校債	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
	手形債務	物品の購入のために振り出した手形上の債務に限る。
	未払金	
	前受金	
	預り金	教職員の源泉所得税、社会保険料等の預り金をいう。

純資産の部		
科目		備考
大科目	小科目	
基本金	第1号基本金	第30条第1項第1号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第2号基本金	第30条第1項第2号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第3号基本金	第30条第1項第3号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第4号基本金	第30条第1項第4号に掲げる額に係る基本金をいう。
繰越収支差額		
	翌年度繰越収支差額	

(注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。

2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究用機器備品の科目及び管理用機器備品の科目に代えて、機器備品の科目を設けることができる。

第一号様式（第 12 条関係）

資金収支計算書

年 月 日 から  
年 月 日 まで

（単位 円）

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入			
授業料収入			
入学金収入			
実験実習料収入			
施設設備資金収入			
(何)			
手数料収入			
入学検定料収入			
試験料収入			
証明手数料収入			
(何)			
寄付金収入			
特別寄付金収入			
一般寄付金収入			
補助金収入			
国庫補助金収入			
地方公共団体補助金収入			
(何)			
資産売却収入			
施設売却収入			
設備売却収入			
有価証券売却収入			
(何)			
付随事業・収益事業収入			
補助活動収入			
附属事業収入			
受託事業収入			
収益事業収入			
(何)			
受取利息・配当金収入			
第 3 号基本金引当特定資産運用収入			
その他の受取利息・配当金収入			
雑 収 入			
施設設備利用料収入			
廃品売却収入			
(何)			

借入金等収入			
長期借入金収入			
短期借入金収入			
学校債収入			
前受金収入			
授業料前受金収入			
入学金前受金収入			
実験実習料前受金収入			
施設設備資金前受金収入			
(何)			
その他の収入			
第2号基本金引当特定資産取崩収入			
第3号基本金引当特定資産取崩収入			
(何)引当特定資産取崩収入			
前期末未収入金収入			
貸付金回収収入			
預り金受入収入			
(何)			
資金収入調整勘定	△	△	
期末未収入金	△	△	
前期末前受金	△	△	
(何)			
前年度繰越支払資金			
収入の部合計			

支 出 の 部				
科	目	予 算	決 算	差 異
人件費支出				
教員人件費支出				
職員人件費支出				
役員報酬支出				
退職金支出				
(何)				
教育研究経費支出				
消耗品費支出				
光熱水費支出				
旅費交通費支出				
奨学費支出				
(何)				
管理経費支出				
消耗品費支出				
光熱水費支出				
旅費交通費支出				
(何)				
借入金等利息支出				
借入金利息支出				
学校債利息支出				



借入金等返済支出			
借入金返済支出			
学校債返済支出			
施設関係支出			
土地支出			
建物支出			
構築物支出			
建設仮勘定支出			
(何)			
設備関係支出			
教育研究用機器備品支出			
管理用機器備品支出			
図書支出			
車両支出			
ソフトウェア支出			
(何)			
資産運用支出			
有価証券購入支出			
第2号基本金引当特定資産繰入支出			
第3号基本金引当特定資産繰入支出			
(何)引当特定資産繰入支出			
収益事業元入金支出			
(何)			
その他の支出			
貸付金支払支出			
手形債務支払支出			
前期末未払金支払支出			
預り金支払支出			
前払金支払支出			
(何)			
[予備費]	( )		
資金支出調整勘定	△	△	
期末未払金	△	△	
前期末前払金	△	△	
(何)	△	△	
翌年度繰越支払資金			
支出の部合計			

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式にするものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 予算の欄の予備費の項の( )内には、予備費の使用額を記載し、( )外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

第二号様式（第13条関係）

資金収支内訳表

年 月 日 から  
 年 月 日 まで  
 収入の部

(単位 円)

科 目	部 門 学校法人	(何) 大 学		(何) 幼稚園	研究所	(何) 病院	総 額
		(何) 学部	計				
学生生徒等納付金収入							
授業料収入							
入学金収入							
実験実習料収入							
施設設備資金収入 (何)							
手数料収入							
入学検定料収入							
試験料収入							
証明手数料収入 (何)							
寄付金収入							
特別寄付金収入							
一般寄付金収入							
補助金収入							
国庫補助金収入							
地方公共団体補助金収入 (何)							
資産売却収入							
施設売却収入							
設備売却収入							
有価証券売却収入 (何)							
付随事業・収益事業収入							
補助活動収入							
附属事業収入							
受託事業収入							
収益事業収入 (何)							
受取利息・配当金収入							
第3号基本金引当特定資産運用収入							
その他の受取利息・配当金収入							
雑 収 入							
施設設備利用料収入							
廃品売却収入 (何)							
借入金等収入							
長期借入金収入							
短期借入金収入							
学校債収入							
計							

支 出 の 部

(単位 円)

科 目	部 門	学校法人	(何) 大		学 計	(何) 幼稚園	研究所	(何) 病院	総 額
			(何) 学部						
人件費支出									
教員人件費支出									
職員人件費支出									
役員報酬支出									
退職金支出									
(何)									
教育研究経費支出									
消耗品費支出									
光熱水費支出									
旅費交通費支出									
奨学費支出									
(何)									
管理経費支出									
消耗品費支出									
光熱水費支出									
旅費交通費支出									
(何)									
借入金等利息支出									
借入金利息支出									
学校債利息支出									
借入金等返済支出									
借入金返済支出									
学校債返済支出									
施設関係支出									
土地支出									
建物支出									
構築物支出									
建設仮勘定支出									
(何)									
設備関係支出									
教育研究用機器備品支出									
管理用機器備品支出									
図書支出									
車両支出									
ソフトウェア支出									
(何)									
計									

- (注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。  
 2 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。  
 3 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。  
 4 どの部門の収入又は支出であるか明らかでない収入又は支出は、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

第三号様式（第14条関係）

人 件 費 支 出 内 訳 表

年 月 日 から  
年 月 日 まで

(単位 円)

科 目	部 門 学校法人	(何) 大 学		(何) 幼稚園	研究所	(何) 病院	総 額
		(何) 学部	計				
教員人件費支出							
本務教員							
本 棒							
期末手当							
その他の手当							
所定福利費							
(何)							
兼務教員							
職員人件費支出							
本務職員							
本 棒							
期末手当							
その他の手当							
所定福利費							
(何)							
兼務職員							
役員報酬支出							
退職金支出							
教 員							
職 員							
(何)							
計							

- (注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。  
2 どの部門の支出であるか明らかでない人件費支出は、教員数又は職員数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

第四号様式（第14条の2関係）

活動区分資金収支計算書

年 月 日 から  
年 月 日 まで

（単位 円）

		科 目	金 額
教育活動による資金収支	収 入	学生生徒等納付金収入	
		手数料収入	
		特別寄付金収入	
		一般寄付金収入	
		経常費等補助金収入	
		付随事業収入	
		雑収入	
		(何)	
		教育活動資金収入計	
	支 出	人件費支出	
		教育研究経費支出	
		管理経費支出	
		教育活動資金支出計	
		差引	
	調整勘定等		
	教育活動資金収支差額		
施設整備等活動による資金収支	収 入	施設設備寄付金収入	
		施設設備補助金収入	
		施設設備売却収入	
		第2号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何) 引当特定資産取崩収入	
		(何)	
		施設整備等活動資金収入計	
	支 出	施設関係支出	
		設備関係支出	
		第2号基本金引当特定資産繰入支出	
		(何) 引当特定資産繰入支出	
		(何)	
		施設整備等活動資金支出計	
		差引	
	調整勘定等		
	施設整備等活動資金収支差額		
		小計（教育活動資金収支差額＋施設整備等活動資金収支差額）	

		科 目	金 額
その 他 の 活 動 に よ る 資 金 収 支	収 入	借入金等収入	
		有価証券売却収入	
		第3号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何) 引当特定資産取崩収入	
		(何)	
		小計	
		受取利息・配当金収入	
		収益事業収入	
		(何)	
		その他の活動資金収入計	
	支 出	借入金等返済支出	
		有価証券購入支出	
		第3号基本金引当特定資産繰入支出	
		(何) 引当特定資産繰入支出	
		収益事業元入金支出	
		(何)	
		小計	
		借入金等利息支出	
		(何)	
		その他の活動資金支出計	
差引			
調整勘定等			
その他の活動資金収支差額			
		支払資金の増減額 (小計+その他の活動資金収支差額)	
		前年度繰越支払資金	
		翌年度繰越支払資金	

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 調整勘定等の項には、活動区分ごとに、資金収支計算書の調整勘定（期末未収入金、前期末前受金、期末未払金、前期末前払金等）に調整勘定に関連する資金収入（前受金収入、前期末未収入金収入等）及び資金支出（前期末未払金支払支出、前払金支払支出等）を相互に加減した額を記載する。また、活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程を注記する。

第五号様式（第23条関係）

事業活動収支計算書

年 月 日 から  
年 月 日 まで

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
教 育 活 動 収 支	事 業 活 動 収 入 の 部	学生生徒等納付金			
		授業料			
		入学金			
		実験実習料			
		施設設備資金			
		(何)			
		手 数 料			
		入学検定料			
		試験料			
		証明手数料			
		(何)			
		寄 付 金			
		特別寄付金			
		一般寄付金			
		現物寄付			
		経常費等補助金			
		国庫補助金			
		地方公共団体補助金			
		(何)			
		付随事業収入			
		補助活動収入			
		附属事業収入			
		受託事業収入			
(何)					
雑 収 入					
施設設備利用料					
廃品売却収入					
(何)					
教育活動収入計					
事 業 活 動	支	科 目	予 算	決 算	差 異
		人 件 費			
		教員人件費			
		職員人件費			
		役員報酬			
		退職給与引当金繰入額			
		退職金			
		(何)			
教育研究経費					



支 出 の 部	消耗品費				
	光熱水費				
	旅費交通費				
	奨学費				
	減価償却額				
	(何)				
	管理経費				
	消耗品費				
	光熱水費				
	旅費交通費				
	減価償却額				
	(何)				
	徴収不能額等				
	徴収不能引当金繰入額				
	徴収不能額				
	教育活動支出計				
教育活動収支差額					
教育活動 収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異	
	受取利息・配当金				
	第3号基本金引当特定資産運用収入				
	その他の受取利息・配当金				
	その他の教育活動外収入				
	収益事業収入				
	(何)				
	教育活動外収入計				
	教育活動 外支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		借入金等利息			
		借入金利息			
		学校債利息			
		その他の教育活動外支出			
(何)					
教育活動外支出計					
教育活動外収支差額					
経常収支差額					
特 別	科 目	予 算	決 算	差 異	
	資産売却差額				
	(何)				
	その他の特別収入				
	施設設備寄付金				
	現物寄付				
	施設設備補助金				
	過年度修正額				
	(何)				
特別収入計					

収 支	事業活動支出の部	資産処分差額			
		(何)			
		その他の特別支出			
		災害損失			
		過年度修正額			
		(何)			
		特別支出計			
		特別収支差額			
[予備費]		( )			
基本金組入前当年度収支差額					
基本金組入額合計		△	△		
当年度収支差額					
前年度繰越収支差額					
基本金取崩額					
翌年度繰越収支差額					
(参考)					
事業活動収入計					
事業活動支出計					

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 予算の欄の予備費の項の( )内には、予備費の使用額を記載し、( )外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

第六号様式（第24条関係）

事業活動収支内訳表

年 月 日 から  
年 月 日 まで

(単位 円)

科目	部門	学校法人	(何)大学	(何)幼稚園	研究所	(何)病院	総額
教育活動	事業収入						
	学生生徒等納付金						
	授業料						
	入学金						
	実験実習料						
	施設設備資金						
	(何)						
	手数料						
	入学検定料						
	試験料						
	証明手数料						
	(何)						
	寄付金						
	特別寄付金						
	一般寄付金						
	現物寄付						
	経常費等補助金						
	国庫補助金						
	地方公共団体補助金						
	(何)						
	付随事業収入						
	補助活動収入						
	附属事業収入						
	受託事業収入						
	(何)						
	雑収入						
	施設設備利用料						
廃品売却収入							
(何)							
教育活動収入計							
事業活動支	事業支出						
	人件費						
	教員人件費						
	職員人件費						
	役員報酬						
	退職給与引当金繰入額						
	退職金						
	(何)						
	教育研究経費						
	消耗品費						
	光熱水費						
	旅費交通費						
	奨学費						
減価償却額							
(何)							

収 支	出 の 部	管理経費									
		消耗品費									
		光熱水費									
		旅費交通費									
		減価償却額									
		(何)									
		徴収不能額等									
		徴収不能引当金繰入額									
		徴収不能額									
		教育活動支出計									
教育活動収支差額											
教育 活動 外 収 支	事業 活動 収入 の 部	受取利息・配当金									
		第3号基本金引当特定資産運用収入									
		その他の受取利息・配当金									
		その他の教育活動外収入									
		収益事業収入									
	(何)										
	教育活動外収入計										
	事業 活動 支出 の 部	借入金等利息									
		借入金利息									
		学校債利息									
その他の教育活動外支出											
(何)											
教育活動外支出計											
教育活動外収支差額											
経常収支差額											
特 別 収 支	事業 活動 収入 の 部	資産売却差額									
		(何)									
		その他の特別収入									
		施設設備寄付金									
		現物寄付									
		施設設備補助金									
		過年度修正額									
	(何)										
	特別収入計										
	事業 活動 支出 の 部	資産処分差額									
(何)											
その他の特別支出											
災害損失											
過年度修正額											
(何)											
特別支出計											
特別収支差額											
基本金組入前当年度収支差額											
基本金組入額合計		△	△	△	△	△	△	△	△	△	
当年度収支差額											
(参考)											
事業活動収入計											
事業活動支出計											

- (注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。  
2 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。  
3 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。  
4 どの部門の事業活動収入又は事業活動支出であるか明らかでない事業活動収入又は事業活動支出は、教員数又は在籍者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配布する。

第七号様式（第35条関係）

貸借対照表

年 月 日

(単位 円)

資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産			
有形固定資産			
土 地			
建 物			
構 築 物			
教育研究用機器備品			
管理用機器備品			
図 書			
車 両			
建設仮勘定			
(何)			
特定資産			
第2号基本金引当特定資産			
第3号基本金引当特定資産			
(何)引当特定資産			
その他の固定資産			
借 地 権			
電話加入権			
施設利用権			
ソフトウェア			
有 価 証 券			
収益事業元入金			
長期貸付金			
(何)			
流動資産			
現金預金			
未収入金			
貯 蔵 品			
短期貸付金			
有 価 証 券			
(何)			
資産の部合計			

負債の部					
科	目	本年度末	前年度末	増	減
固定負債					
	長期借入金				
	学校債				
	長期未払金				
	退職給与引当金				
	(何)				
流動負債					
	短期借入金				
	1年以内償還予定学校債				
	手形債務				
	未払金				
	前受金				
	預り金				
	(何)				
負債の部合計					
純資産の部					
科	目	本年度末	前年度末	増	減
基本金					
	第1号基本金				
	第2号基本金				
	第3号基本金				
	第4号基本金				
繰越収支差額					
	翌年度繰越収支差額				
純資産の部合計					
負債及び純資産の部合計					

注記 重要な会計方針

重要な会計方針の変更等

減価償却額の累計額の合計額

徴収不能引当金の合計額

担保に供されている資産の種類及び額

翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

第八号様式（第36条関係）

固 定 資 産 明 細 表

年 月 日 から  
年 月 日 まで

(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額 の累計額	差引期末残高	摘 要
有形 固定資産	土 地						
	建 物						
	構 築 物						
	教育研究用機器備品						
	管理用機器備品						
	図 書						
	車 両						
	建設仮勘定 (何)						
	計						
特定資産	第2号基本金引当特定資産						
	第3号基本金引当特定資産 (何) 引当特定資産						
	計						
その 他の 固定資産	借 地 権						
	電 話 加 入 権						
	施 設 利 用 権						
	ソ フ ト ウ エ ア						
	有 価 証 券						
	収 益 事 業 元 入 金						
	長 期 貸 付 金 (何)						
	計						
合 計							

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 期末残高から減価償却額の累計額を控除した残高を差引期末残高の欄に記載する。
- 4 贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の1/100に相当する金額（その額が3,000万円を超える場合には、3,000万円）を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれの事由を摘要の欄に記載する。



## 67 固定資産の耐用年数表

学校法人委員会報告第28号（平成13年5月14日改定）に「参考」として示されたもの。

種 類		構 造 等	耐用年数
建 物	建 物	鉄筋・鉄骨コンクリート造	50年
		ブロック造、レンガ造、石造	40
金属造		30	
木造		20	
簡易建物		10	
建 物	建 物 付 属 設 備	電気設備	15
		冷暖房ボイラー設備	15
		昇降機設備	15
		給排水衛生設備	15
		消火災害報知設備	10
		簡易間仕切	5
構 築 物		鉄筋コンクリート造	30
		コンクリート造	15
		金属造	15
		その他	10
教育研究用機器備品	構造、用途、使用状況等に応じて、右欄の耐用年数を選択適用するものとする。	15	
その他の機器備品		10	
		5	
車 両		5	
施 設 利 用 権		15	

(注) 1 付属病院、研究所等の機器備品については、別途考慮することができる。

2 この表にない資産又はこの表の区分によりがたい資産については、学校法人が別途定めるものとする。

第九号様式（第36条関係）

借入金明細表

年 月 日 から  
年 月 日 まで

(単位 円)

借入先		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利率	返済期限	摘要	
長期借入金	公的金融機関	(何)							
		(何)							
		小計							
	市中金融機関	(何)							
		(何)							
		小計							
	その他	(何)							
		(何)							
		小計							
	計								
	短期借入金	公的金融機関	(何)						
			(何)						
小計									
市中金融機関		(何)							
		(何)							
		小計							
その他		(何)							
		(何)							
		小計							
返済期限が1年以内の長期借入金									
計									
合計									

- (注) 1 摘要の欄には、借入金の用途及び担保物件の種類を記載する。  
2 同一の借入先について複数の契約口数がある場合には、借入先別に一括し、利率、返済期限、借入金の用途及び担保物件の種類について要約して記載することができる。

第十号様式（第 36 条関係）

基 本 金 明 細 表

年 月 日 から  
年 月 日 まで

(単位 円)

事 項	要 組 入 高	組 入 高	未 組 入 高	摘 要
第 1 号基本金				
前期繰越高				
当期組入高 (何)				
計				
当期取崩高 (何)	△	△		
計	△	△		
当期末残高				
第 2 号基本金				
前期繰越高	—		—	
当期組入高 (何)	—		—	
計	—		—	
当期取崩高 (何)	—	△	—	
計	—	△	—	
当期末残高	—		—	
第 3 号基本金				
前期繰越高	—		—	
当期組入高 (何)	—		—	
計	—		—	
当期取崩高 (何)	—	△	—	
計	—	△	—	
当期末残高	—		—	
第 4 号基本金				
前期繰越高				
当期組入高				
当期取崩高	△	△		
当期末残高				
合 計				
前期繰越高	—			
当期組入高	—			
当期取崩高	—	△		
当期末残高	—			

- (注) 1 この表に掲げる事項に計上すべき金額がない場合には、当該事項を省略する様式によるものとする。
- 2 当期組入高及び当期取崩高については、組入れ及び取崩しの原因となる事実ごとに記載する。ただし、第 3 号基本金以外の基本金については、当期組入れの原因となる事実に係る金額の合計額が前期繰越高の 100 分の 1 に相当する金額（その金額が 3,000 万円を超える場合には、3,000 万円）を超えない場合には、資産の種類等により一括して記載することができる。
- 3 要組入高の欄には、第 1 号基本金にあっては取得した固定資産の価額に相当する金額を、第 4 号基本金にあっては第 30 条第 1 項第 4 号の規定により文部科学大臣が定めた額を記載する。
- 4 未組入高の欄には、要組入高から組入高を減じた額を記載する。
- (備考) 第 2 号基本金及び第 3 号基本金については、この表の付表として、基本金の組入れに係る計画等を記載した表を次の様式に従い作成し、添付するものとする。

様式第一の一

第2号基本金の組入れに係る計画集計表

(単位 円)

番号	計画の名称	第2号基本金当期末残高
計		

(注) 計画が1件のみの場合は本表の作成を要しない。

様式第一の二

第2号基本金の組入れに係る計画表

番号：

(単位 円)

計画の名称						
固定資産の取得計画及び基本金組入計画の決定機関及び決定年月日	決定機関	当初決定の年月日	変更決定の年月日	摘 要		
固定資産の取得計画及びその実行状況	取得予定固定資産(種類)	取得予定年	取得年度	取得額	第2号基本金から第1号基本金への振替額	摘 要
				計	計	
基本金組入計画及びその実行状況	組入計画年度	組入予定額	組入額	摘 要		
		計	計	第2号基本金当期末残高		

(注) 1 取得予定固定資産の所要見込総額を、当該摘要の欄に記載する。

2 組入予定額及び組入額は、組入計画年度ごとに記載する。

様式第二の一

第3号基本金の組入れに係る計画集計表

(単位 円)

番号	基金の名称	第3号基本金引当特定 資産運用収入	第3号基本金当期末残高
計			

(注) 計画が1件のみの場合は本表の作成を要しない。

様式第二の二

第3号基本金の組入れに係る計画表

番号:

(単位 円)

基金の名称 (目的)				
基金の設定 計画及び基金 組入計画の 決定機及び 決定年月日	決定機関	当初決定 の年月日	変更決定 の年月日	摘 要
	基金を運用 して行う事 業			
基本金組入 計画及びそ の実行状況	組 入 目 標 額			
	組入計画年度	組入予定額	組 入 額	摘 要
	計		計	

- (注) 1 この計画表は、組入額が組入目標額に達するまでの間、作成する。  
 2 組入予定額及び組入額は、組入計画年度ごとに記載する。

様式第二の三

第3号基本金の組入れに係る計画表

番号:

(単位 円)

基金の名称	基金設定計 画の当初決 定年月日	基金の期首額	運用果実の 事業使用残額	特別寄付金 額	基金の期末額	摘 要

(注) この計画表は、当年度の基本金組入額が、基金の運用果実の事業使用残額又は学校法人の募集によらない特別寄付金の額のみである場合に、様式第二の二に代えて作成することができる。(ただし、当該基金の設定後初めて作成するときを除く。)

## 68 様式第一の二の記載例

(この例においては、除却する校舎の取得額(=既組入済基本金額)を1億2千万円とし、また校舎の改築に要する金額を(8億2千万円(当初計画)とした。⇒所要見込総額=改築費8億2千万円-除却資産の取得額1億2千万円=7億円)

## 1. 組入初年度の場合

## 第2号基本金の組入れに係る計画表

番号：

(単位 円)

計画の名称	〇〇中学校校舎改築資金					
固定資産の取得計画及び基本金組入計画の決定機関及び決定年月日	決定機関	当初決定の年月日	変更決定の年月日	摘 要		
	理事会 (評議員会)	平成元年3月1日 平成元年3月1日)				
固定資産の取得計画及びその実行状況	取得予定固定資産(種類)	取得予定年度	取得年度	取得額	第2号基本金から第1号基本金への振替額	摘 要
	校舎2棟	平成11 ～13年度		計	計	所要見込総額7億円
基本金組入計画及びその実行状況	組入計画年度	組入予定額	組入額	摘 要		
	平成元年度 平成2～10年度	50,000,000 毎年度 50,000,000	50,000,000			
		計 500,000,000	計 50,000,000	第2号基本金当期末残高 50,000,000円		

## 2. 計画変更を行った年度の場合

## 第2号基本金の組入れに係る計画表

番号：

(単位 円)

計画の名称	〇〇中学校校舎改築資金					
固定資産の取得計画及び基本金組入計画の決定機関及び決定年月日	決定機関	当初決定の年月日	変更決定の年月日	摘 要		
	理事会 (評議員会)	平成元年3月1日 平成元年3月1日)	平成7年3月1日 平成7年3月1日)	所要見込総額の増額(7億円から8億円へ)及びこれに伴う組入予定総額の増額(5億円から6億円へ)		
固定資産の取得計画及びその実行状況	取得予定固定資産(種類)	取得予定年度	取得年度	取得額	第2号基本金から第1号基本金への振替額	摘 要
	校舎2棟	平成11 ～13年度		計	計	所要見込総額8億円
基本金組入計画及びその実行状況	組入計画年度	組入予定額	組入額	摘 要		
	過去年度分(平成元～5年度)	250,000,000	250,000,000			
	平成6年度	50,000,000	50,000,000			
	平成7～10年度	毎年度 75,000,000				
	計 600,000,000	計 300,000,000	第2号基本金当期末残高 300,000,000円			

3. 固定資産取得の初年度の場合

第2号基本金の組入れに係る計画表

番号：

(単位 円)

計画の名称	〇〇中学校校舎改築資金					
固定資産の取得計画及び基本金組入計画の決定機関及び決定年月日	決定機関	当初決定の年月日	変更決定の年月日	摘 要		
	理事会 (評議員会)	平成元年3月1日 平成元年3月1日	平成7年3月1日 平成7年3月1日	所要見込総額の増額(7億円から8億円へ)及びこれに伴う組入予定総額の増額(5億円から6億円へ)		
固定資産の取得計画及びその実行状況	取得予定固定資産(種類)	取得予定年度	取得年度	取 得 額	第2号基本金から第1号基本金への振替額	摘 要
	校舎1棟(A) 校舎1棟(B)	平成11 ~13年度 平成11 ~13年度	平成11年度	450,000,000  計450,000,000	450,000,000  計450,000,000	所要見込総額8億円
基本金組入計画及びその実行状況	組入計画年度	組 入 予 定 額	組 入 額	摘 要		
	過去年度分(平成元~10年度)	600,000,000  計 600,000,000	600,000,000  計 600,000,000	第2号基本金当期末残高 150,000,000円		

4. 固定資産取得の終了年度の場合

第2号基本金の組入れに係る計画表

番号：

(単位 円)

計画の名称	〇〇中学校校舎改築資金					
固定資産の取得計画及び基本金組入計画の決定機関及び決定年月日	決定機関	当初決定の年月日	変更決定の年月日	摘 要		
	理事会 (評議員会)	平成元年3月1日 平成元年3月1日	平成7年3月1日 平成7年3月1日	所要見込総額の増額(7億円から8億円へ)及びこれに伴う組入予定総額の増額(5億円から6億円へ)		
固定資産の取得計画及びその実行状況	取得予定固定資産(種類)	取得予定年度	取得年度	取 得 額	第2号基本金から第1号基本金への振替額	摘 要
	校舎1棟(A) 校舎1棟(B)	平成11 ~13年度 平成11 ~13年度	過年度分(平成11年度) 平成12年度	450,000,000 350,000,000 計800,000,000	450,000,000 150,000,000 計600,000,000	所要見込総額8億円
基本金組入計画及びその実行状況	組入計画年度	組 入 予 定 額	組 入 額	摘 要		
	過去年度分(平成元~10年度)	600,000,000  計 600,000,000	600,000,000  計 600,000,000	第2号基本金当期末残高 0円		



## 69 様式第二の二記載例

(計画進行中の年度の場合)

## 第3号基本金の組入れに係る計画表

番号：

(単位 円)

基金の名称 (目的)	〇〇奨学基金			
基金の設定計画及び基本金組入計画の決定機関及び決定年月日	決定機関	当初決定の年月日	変更決定の年月日	摘 要
	理事会 (評議員会)	平成元年3月1日 平成元年3月1日	平成8年3月1日 平成8年3月1日)	計画総額の増額(8千万円から1億円へ)及びこれに伴う組入期間の延長(最終を平成8年度から平成10年度へ)
基金を運用して行う事業	「〇〇大学学生奨学基金規程」に基づき、〇〇大学学生のうちから奨学生を選考し経済的援助を行う事業(平成9年度から開始する。)			
基本金組入計画及びその実行状況	組入目標額	計画総額 100,000,000 円 組入額が計画総額に達した後は、基金の運用果実の事業使用残額及び学校法人の募集によらない特別寄付金の額を引き続き基本金へ組み入れる。		
	組入計画年度	組入予定額	組入額	摘 要
	過年度分(平成元年～6年度)	60,000,000	60,000,000	
	平成7年度	10,000,000	10,000,000	
平成8～10年度	毎年度 10,000,000			
	計 100,000,000	計 70,000,000		

## 70 様式第二の三の記載例

## 第3号基本金の組入れに係る計画表

(単位 円)

基金の名称	基金設定計画の当初決定年月日	基金の期首額	運用果実の事業使用残額	特別寄付金額	基金の期末額	摘 要
〇〇奨学基金	平成元年3月1日	100,000,000	30,000	2,000,000	102,030,000	

#### IV 計算例

#### 資金収支計算書

平成27年 4月 1日 から

平成28年 3月31日 まで

(単位 円)

収 入 の 部				
科 目	予 算	決 算	差 異	
学生生徒等納付金収入	2,180	2,180	0	
授業料収入	1,635	1,605	30	
入学金収入	195	205	△	10
実験実習料収入	200	200	0	
施設設備資金収入	150	170	△	20
手数料収入	44	45	△	1
入学検定料収入	25	25	0	
試験料収入	15	15	0	
証明手数料収入	4	5	△	1
寄付金収入	85	80	5	
特別寄付金収入	60	57	3	
一般寄付金収入	25	23	2	
補助金収入	435	440	△	5
国庫補助金収入	110	110	0	
地方公共団体補助金収入	325	330	△	5
資産売却収入	70	30	40	
施設売却収入	30	0	30	
設備売却収入	0	0	0	
有価証券売却収入	40	30	10	
付随事業・収益事業収入	75	55	20	
補助活動事業収入	60	40	20	
附属事業収入	5	5	0	
受託事業収入	5	5	0	
収益事業収入	5	5	0	
受取利息・配当金収入	65	60	5	
第3号基本金引当特定資産運用収入	5	5	0	
その他の受取利息・配当金収入	60	55	5	
雑収入	42	41	1	
施設設備利用料収入	15	15	0	
廃品売却収入	2	1	1	
退職基金財団収入	25	25	0	
借入金等収入	100	100	0	
長期借入金収入	60	60	0	

科 目	予 算	決 算	差 異
短期借入金収入	30	30	0
学校債収入	10	10	0
前受金収入	450	454	△ 4
授業料前受金収入	150	154	△ 4
入学金前受金収入	200	200	0
実験実習料前受金収入	50	50	0
施設設備資金前受金収入	50	50	0
その他の収入	365	344	21
第2号基本金引当特定資産取崩収入	300	300	0
前期末未収入金収入	50	25	25
貸付金回収収入	5	0	5
預り金受入収入	5	14	△ 9
退職給与引当特定資産取崩収入	5	5	0
資金収入調整勘定	△ 500	△ 500	0
期末未収入金	△ 45	△ 45	0
前期末前受金	△ 455	△ 455	0
前年度繰越支払資金	2,770	2,770	
収入の部合計	6,181	6,099	82

支 出 の 部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	1,876	1,865	11
教員人件費支出	1,345	1,345	0
職員人件費支出	385	385	0
役員報酬支出	110	100	10
退職金支出	36	35	1
教育研究経費支出	340	330	10
消耗品費支出	115	115	0
光熱水費支出	90	85	5
旅費交通費支出	75	70	5
奨学費支出	60	60	0
管理経費支出	225	220	5
消耗品費支出	75	70	5
光熱水費支出	50	50	0
旅費交通費支出	100	100	0
借入金等利息支出	46	45	1
借入金利息支出	26	25	1
学校債利息支出	20	20	0

科 目	予 算	決 算	差 異
借入金等返済支出	280	280	0
借入金返済支出	220	220	0
学校債返済支出	60	60	0
施設関係支出	735	710	25
土地支出	405	400	5
建物支出	110	100	10
構築物支出	35	30	5
建設仮勘定支出	185	180	5
設備関係支出	172	160	12
教育研究用機器備品支出	105	105	0
管理用機器備品支出	42	40	2
図書支出	20	10	10
車両支出	5	5	0
資産運用支出	225	205	20
有価証券購入支出	5	0	5
退職給与引当特定資産繰入支出	80	75	5
収益事業元入金支出	10	0	10
第3号基本金引当特定資産繰入支出	30	30	0
第2号基本金引当特定資産繰入支出	100	100	0
その他の支出	57	40	17
貸付金支払支出	10	0	10
手形債務支払支出	5	0	5
前期末未払金支払支出	25	25	0
預り金支払支出	14	15	△ 1
前払金支払支出	3	0	3
〔予 備 費〕	( 26 )		9
	9		
資金支出調整勘定	△ 75	△ 72	△ 3
期末未払金	△ 25	△ 22	△ 3
前期末前払金	△ 50	△ 50	0
翌年度繰越支払資金	2,291	2,316	△ 25
支出の部合計	6,181	6,099	82

予備費使用額はつぎの通りです。

人件費支出・職員人件費支出 10 円、教育研究経費支出・消耗品費支出 5 円、

管理経費支出・水熱光費支出 4 円、設備関係支出・教育研究用機器備品支出 7 円の合計 26 円

活 動 区 分 資 金 収 支 計 算 書

平成 27 年 4 月 1 日 から

平成 28 年 3 月 31 日 まで

(単位 円)

		科 目	金 額	
教育活動による資金収支	収 入	学生生徒等納付金収入	2,180	
		手数料収入	45	
		特別寄付金収入	57	
		一般寄付金収入	23	
		経常費等補助金収入	410	
		付随事業収入	50	
		雑収入	41	
		教育活動資金収入計	2,806	
	支 出	人件費支出	1,865	
		教育研究経費支出	330	
		管理経費支出	220	
		教育活動資金支出計	2,415	
			差引	391
		調整勘定等	26	
		教育活動資金収支差額	417	
施設整備等活動による資金収支	収 入	施設設備補助金収入	30	
		第2号基本金引当特定資産取崩収入	300	
		施設整備等活動資金収入計	330	
	支 出	施設関係支出	710	
		設備関係支出	160	
		第2号基本金引当特定資産繰入支出	100	
		施設整備等活動資金支出計	970	
			差引	△ 640
			調整勘定等	0
			施設整備等活動資金収支差額	△ 640
		小計 (教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)	△ 223	

		科 目	金 額
その他の活動による資金収支	収 入	借入金等収入	100
		有価証券売却収入	30
		預り金受入収入	14
		退職給与引当特定資産取崩収入	5
		小計	149
		受取利息・配当金収入	60
		収益事業収入	5
		その他の活動資金収入計	214
	支 出	借入金等返済支出	280
		第3号基本金引当特定資産繰入支出	30
		退職給与引当特定資産繰入支出	75
		預り金支払支出	15
		小計	400
		借入金等利息支出	45
		その他の活動資金支出計	445
	差引	△ 231	
調整勘定等	0		
その他の活動資金収支差額	△ 231		
支払資金の増減額（小計＋その他の活動資金収支差額）		△ 454	
前年度繰越支払資金		2,770	
翌年度繰越支払資金		2,316	

(注記)

活動区分ごとの調整勘定等の計算過程は以下の通り

項 目	資金収支計算書 計上額	教育活動 による資金収支	施設整備等活動 による資金収支	その他の活動 による資金収支
前受金収入	454	454	0	0
前期末未収入金収入	25	25	0	0
期末未収入金	△ 45	△ 45	0	0
前期末前受金	△ 455	△ 455	0	0
収入計	△ 21	△ 21	0	0
前期末未払金支払支出	25	25	0	0
前払金支払支出	0	0	0	0
期末未払金	△ 22	△ 22	0	0
前期末前払金	△ 50	△ 50	0	0
支出計	△ 47	△ 47	0	0
収入計 － 支出計	26	26	0	0

事業活動収支計算書

平成27年 4月 1日 から

平成28年 3月31日 まで

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
教育活動収入の支部	事業活動収入	学生生徒等納付金	2,180	2,180	0
		授業料	1,635	1,605	30
		入学金	195	205	△ 10
		実験実習料	200	200	0
		施設設備資金	150	170	△ 20
		手数料	44	45	△ 1
		入学検定料	25	25	0
		試験料	15	15	0
		証明手数料	4	5	△ 1
		寄付金	85	80	5
		特別寄付金	60	57	3
		一般寄付金	25	23	2
		經常費等補助金	405	410	△ 5
		国庫補助金	110	110	0
		地方公共団体補助金	295	300	△ 5
		付随事業収入	75	73	2
		補助活動事業収入	65	63	2
		附属事業収入	5	5	0
		受託事業収入	5	5	0
		雑収入	42	41	1
		施設設備利用料	15	15	0
		退職基金財団収入	25	25	0
		廃品売却収入	2	1	1
		教育活動収入計	2,831	2,829	2

		科 目	予 算	決 算	差 異	
事業 活 動 支 出 の 部		人件費	1,946	1,935	11	
		教員人件費	1,345	1,345	0	
		職員人件費	385	385	0	
		役員報酬	110	100	10	
		退職金	31	30	1	
		退職給与引当金繰入額	75	75	0	
		教育研究経費	508	498	10	
		消耗品費	115	115	0	
		光熱水費	90	85	5	
		旅費交通費	75	70	5	
		奨学費	60	60	0	
		減価償却額	168	168	0	
		管理経費	285	275	10	
		消耗品費	75	70	5	
		光熱水費	50	50	0	
		旅費交通費	100	100	0	
		減価償却額	60	55	5	
	徴収不能額等	20	5	15		
	徴収不能引当金繰入額	20	5	15		
	教育活動支出計	2,759	2,713	46		
	教育活動収支差額	72	116	△ 44		
教育活動外収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異	
			受取利息・配当金	65	60	5
			第3号基本金引当特定資産運用収入	5	5	0
			その他の受取利息・配当金	60	55	5
			その他の教育活動外収入	5	5	0
			収益事業収入	5	5	0
		教育活動外収入計	70	65	5	
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異	
			借入金等利息	46	45	1
			借入金利息	26	25	1
			学校債利息	20	20	0
			その他の教育活動外支出	0	0	0
	教育活動外支出計	46	45	1		
	教育活動外収支差額	24	20	4		
	経常収支差額	96	136	△ 40		



特別 収入	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産売却差額	20	10	10
		有価証券売却差額	20	10	10
		その他の特別収入	45	45	0
		現物寄付	15	15	0
		施設設備補助金	30	30	0
		特別収入計	65	55	10
特別 支出	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産処分差額	16	5	11
		図書処分差額	16	5	11
		その他の特別支出	0	0	0
		特別支出計	16	5	11
		特別収支差額	49	50	△ 1
		[予備費]	( 19 ) 4		4
		基本金組入前当年度収支差額	141	186	△ 45
		基本金組入額合計	△ 790	△ 738	△ 52
		当年度収支差額	△ 649	△ 552	△ 97
		前年度繰越収支差額	1,136	1,136	0
		基本金取崩額	0	0	0
		翌年度繰越収支差額	487	584	△ 97

(参考)

事業活動収入計	2,966	2,949	17
事業活動支出計	2,821	2,763	58

予備費使用額はつぎの通りです。

人件費・職員人件費 10 円、教育研究経費・消耗品費 5 円、  
管理経費・光熱水費 4 円の合計 19 円

貸 借 対 照 表

平成 28 年 3 月 31 日

(単位 円)

資 産 の 部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	14,067	13,530	537
有形固定資産	11,537	10,880	657
土地	4,900	4,500	400
建物	5,530	5,530	0
構築物	110	100	10
教育研究用機器備品	425	400	25
管理用機器備品	170	150	20
図書	170	150	20
車両	52	50	2
建設仮勘定	180	0	180
特定資産	2,480	2,580	△ 100
減価償却引当特定資産	1,025	1,025	0
第 3 号基本金引当特定資産	330	300	30
第 2 号基本金引当特定資産	800	1,000	△ 200
退職給与引当特定資産	325	255	70
その他の固定資産	50	70	△ 20
借地権	20	20	0
電話加入権	10	10	0
施設利用権	10	10	0
有価証券	0	20	△ 20
収益事業元入金	5	5	0
長期貸付金	5	5	△ 0
流動資産	3,502	3,968	△ 466
現金預金	2,316	2,770	△ 454
未収入金	40	25	15
貯蔵品	63	40	23
短期貸付金	1	1	0
有価証券	1,082	1,082	0
前払金	0	50	△ 50
資産の部合計	17,569	17,498	71

負債の部				
科 目	本年度末	前年度末	増	減
固定負債	615	755	△	140
長期借入金	140	300	△	160
学校債	150	200	△	50
退職給与引当金	325	255		70
流動負債	845	820		25
一年以内返済予定長期借入金	250	220		30
一年以内償還予定学校債	60	60		0
手形債務	45	45		0
未払金	22	25	△	3
前受金	454	455	△	1
預り金	14	15	△	1
負債の部合計	1,460	1,575	△	115
純資産の部				
科 目	本年度末	前年度末	増	減
基本金	15,525	14,787		738
第1号基本金	14,145	13,237		908
第2号基本金	800	1,000	△	200
第3号基本金	330	300		30
第4号基本金	250	250		0
繰越収支差額	584	1,136	△	557
翌年度繰越収支差額	584	1,136	△	557
純資産の部合計	16,109	15,923		186
負債及び純資産の部合計	17,569	17,498		71

(注記)

1. 重要な会計方針

引当金の計上基準

徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

短大に関しては、期末要支給額 380 円の 100% を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額を計上している。

高校・幼稚園に関しては、期末要支給額 205 円から〇〇県私学退職金財団及び〇〇県私立幼稚園退職金財団よりの交付金相当額を控除した金額の 100% を計上している。

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| 2. 重要な会計方針の変更等       | なし      |
| 3. 減価償却額の累計額の合計額     | 2,725 円 |
| 4. 徴収不能引当金の合計額       | 5 円     |
| 5. 担保に供されている資産の種類及び額 |         |

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土 地            1,600 円

- |   |       |
|---|-------|
| 6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額           | 162 円 |
| 7. 当該会計年度の末日において第 4 号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策 |       |
| 第 4 号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。                    |       |
| 8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項                 |       |

- |               |    |
|---------------|----|
| (1) 有価証券の時価情報 | なし |
|---------------|----|

- |                      |  |
|----------------------|--|
| (2) 純額で表示した補助活動に係る収支 |  |
|----------------------|--|

純額で表示した補助活動に係る収支の相殺した科目及び金額は以下の通りであり、事業活動収支については販売用品の期首及び期末残高を加減して算定している。

短期大学

支 出	金 額	収 入	金 額
補助活動事業支出	100	補助活動事業収入	140
純 額			40

- |               |  |
|---------------|--|
| (3) 関連当事者との取引 |  |
|---------------|--|

関連当事者との取引内容は、次のとおりである。

(単位 円)

属性	役員、法人等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
理事長	〇〇〇〇	—	—	—	—	—	—	日本私立学校振興・共済事業団からの借入に対する被保証 (注：)	200	—	—

(注：) 一般施設費・防災対策費に係る日本私立学校振興・共済事業団と当法人との金銭消費貸借契約において、当法人と連帯して債務を負っている。

- |         |    |
|---------|----|
| (4) その他 | なし |
|---------|----|

固定資産明細表

平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで

(単位 円)

科	目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘要
有形固定資産	土地	4,500	※1 400	0	4,900		4,900	
	建物	7,840	100	0	7,940	2,410	5,530	
	構築物	175	30	0	205	95	110	
	教育研究用機器備品	560	105	110	555	130	425	
	管理用機器備品	190	40	0	230	60	170	
	図書	150	25	5	170	0	170	
	車両	77	5	0	82	30	52	
	建設仮勘定	0	※2 180	0	180		180	
	計	13,492	885	115	14,262	2,725	11,537	
	特定資産	第2号基本金引当特定資産	1,000	100	※3 300	800	0	800
第3号基本金引当特定資産		300	30	0	330	0	330	
減価償却引当特定資産		1,025	0	0	1,025	0	1,025	
退職給与引当特定資産		255	75	5	325	0	325	
計	2,580	205	305	2,480	0	2,480		
その他の固定資産	借地権	20	0	0	20	0	20	
	電話加入権	10	0	0	10	0	10	
	施設利用権	10	0	0	10	0	10	
	有価証券	20	0	20	0	0	0	
	収益事業元入金	5	0	0	5	0	5	
	長期貸付金	5	0	0	5	0	5	
	計	70	0	20	50	0	50	
合計	16,142	1,090	440	16,792	2,725	14,067		

当年度における主な増減は下記の通りです。

贈与による増加は図書 15 円

※1 ○○短期大学テニスコート1,000㎡取得 400 円

※2 ○○高等学校特別教室建設 180 円

※3 ○○短期大学テニスコート取得にかかる特定預金取崩額 300 円

借入金明細表

平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで

(単位 円)

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利率	返済期限	摘要		
長期借入金	公的機関金融	日本私立学校振興・共済事業団	0 ※	150	50	0.31%・0.41%	平成〇年9月20日	校舎建設 土地担保	
		小計	0	※ 150	50				
	市中機関金融	A銀行ア支店	60	※ 60	40	0.8%	平成〇年12月20日	校地購入 土地担保	
		B銀行イ支店	60	※ 10	50	0.85%	平成〇年6月10日	校地購入 土地担保	
	小計	100	※ 70	90					
	その他	0	0	0					
	計	300	※ 60	※ 220	140				
	短期借入金	公的機関金融	小計	0	0	0			
			B銀行イ支店	0	30	0	30	0.9%	平成〇年7月10日
		市中機関金融	0	30	0	30			
小計		0	0	0	0				
返済期限が1年以内の長期借入金		220	※ 220	220	220				
計		220	※ 30 ※ 220	220	250				
合計		520	※ 90 ※ 220	※ 220	390				

※長期借入金から短期借入金への振替額

基本金明細表

平成27年 4月 1日 から  
平成28年 3月 31日 まで

(単位 円)

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘 要
第1号基本金 前期繰越高 当期組入高	13,537	13,237	300	
1. 土地 短期大学 運動場用地購入 第2号基本金より振替高	400	40 300	60	借入金60 校地取得引当特定資産取崩
小計	400	340	60	
2. 建物 短期大学 8号館新築に係る借入金返済高 本部棟小計	100	78 220	22 220	
小計	100	298	△ 198	
3. 構築物 高等学校 自転車置場設置 小計	30	30		
小計	30	30	0	
4. 教育研究用機器備品 短期大学 取得額 除却に係る基本金額 小計	105 △ 110 5	△ 5	5	0
5. 管理用機器備品 短期大学 取得額 除却に係る基本金額 小計	30 0	30		0
高等学校 取得額 除却に係る基本金額 小計	30 10 0	30 10		0
6. 図書 短期大学 取得額 除却に係る基本金額 小計	10 15 5	10		0
△ 高等学校 取得額 除却に係る基本金額 小計	10 10	10		0
7. 車両 学校法人 取得額 小計	5 5	5 5		0 0
8. 建設仮勘定 高等学校 高等学校舎に係る組入高 小計	180 180	180		0
△ 770	908	△ 138		
当期末残高	14,307	14,145	162	
第2号基本金 前期繰越高 当期組入高 記念館建設資金 第1号基本金へ振替高 当期末残高	— — —	1,000 100 △ 300	— — —	校地取得引当特定資産取崩
小計	—	800	—	
第3号基本金 前期繰越高 当期組入高 当期末残高	— — —	300 30 330	— — —	
第4号基本金 前期繰越高 当期組入高	250 250	250 250	0 0	
合計 前期繰越高 当期組入高 当期取崩高 当期末残高	— — — —	14,787 738 0 15,525	300 162	

計算例 想定

事業収入・補助活動事業収入 40 (純額表示)  
 補助活動収入 140 補助活動支出 100

資金収入調整勘定・期末未収入金 45 の内訳  
 授業料 5 補助金 15 退職金 25  
 前期末前受金 455 の内訳  
 授業料 157 入学金 198 実験実習 50  
 施設設備 50

減価償却額

	教育	管理	合計
建物	70	30	100
構築物	18	2	20
教育研究用機器備品	80	—	80
管理用機器備品	—	20	20
車輛	0	3	3
合計	168	55	223

退職給与引当金

氏名	当年度末			前年度末		
	期末要支給額	交付金	引当金	期末要支給額	交付金	引当金
A	(35)	(25)	(10)	25	20	5
B	50	35	15	30	25	5
C	65	40	25	40	35	5
D	90	55	35	50	45	5
E	180	60	120	160	40	120
F	200	70	130	170	55	115
合計	585	260	325	475	220	255



## 参 考 文 献

新版学校法人会計基準詳説	野崎 弘 編著	第一法規出版
私学必携（第14次改訂第2版）	私学法令研究会監修	第一法規出版
私学必携（第15次改訂第2版）	私学法令研究会監修	第一法規出版
最新版学校法人会計基準必携	井上、斎藤、英和監査法人	高文堂出版社
学校法人会計要覧	学校経理研究会編	霞出版社
私立学校関連法令集（加除式全4巻）	私学法令研究会編集	第一法規出版
基本金とは何か	山口善久 著	学校法人経理研修会
現代簿記論	中田信正、除龍達、堀友章、全在紋著	中央経済社
学校法人の経営に関する実務問答集（第三次改訂版）		日本私立学校振興・共済事業団
月報私学		日本私立学校振興・共済事業団

## 資 料 紹 介

学校法人会計基準の実務ガイド	あずさ監査法人編	中央経済社
学校法人会計入門	新日本監査法人編	財務経理協会
Q&A学校法人の新会計実務	監査法人トーマツパブリック・インダストリーグループ編	第一法規出版
学校法人会計要覧	学校経理研究会編集	霞出版社
学校法人会計実務総覧－改訂第3版－	山口善久著	学校経理研究会
学校法人会計ハンドブック	日本公認会計士協会東京会編集	霞出版社
－平成20年度版－		
学校簿記演習－新訂三版－	山口善久監修、渡邊徹著	学校経理研究会
新訂学校法人会計と複式簿記のすべて	山口善久著	学校経理研究会